

基本計画 西口編

第1章 新宿駅西口地域の現状

(1) 人口特性

① 昼間人口と夜間人口

- 調査対象地域は昼間人口が多く、夜間人口が少ない。
- 昼間人口は、西新宿一丁目（約7万人）、西新宿二丁目（約5万人）及び西新宿六丁目（約4万人）に特に集中している。

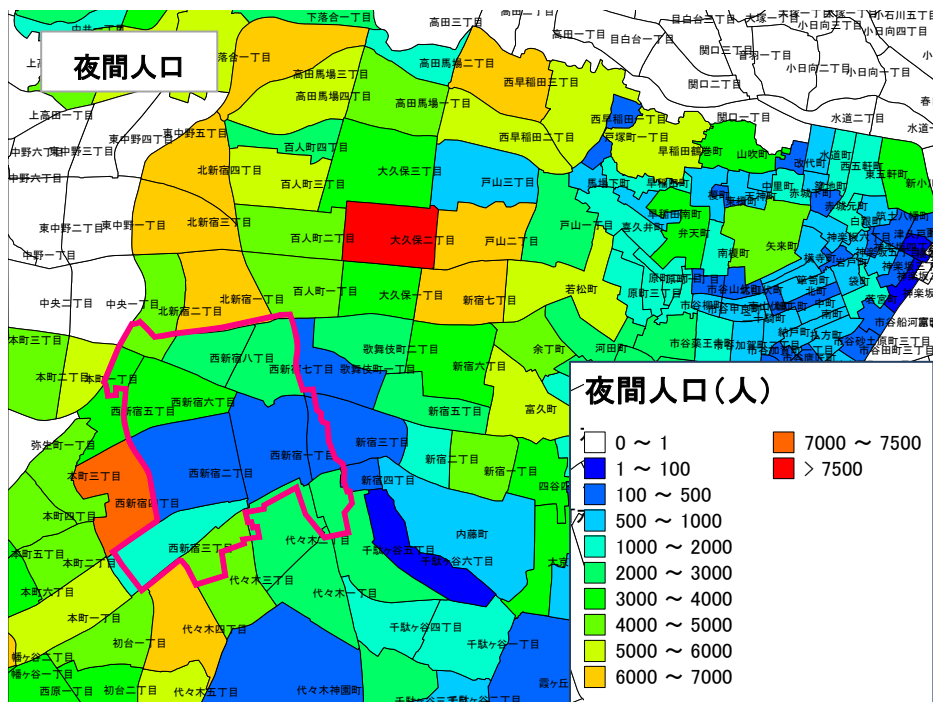
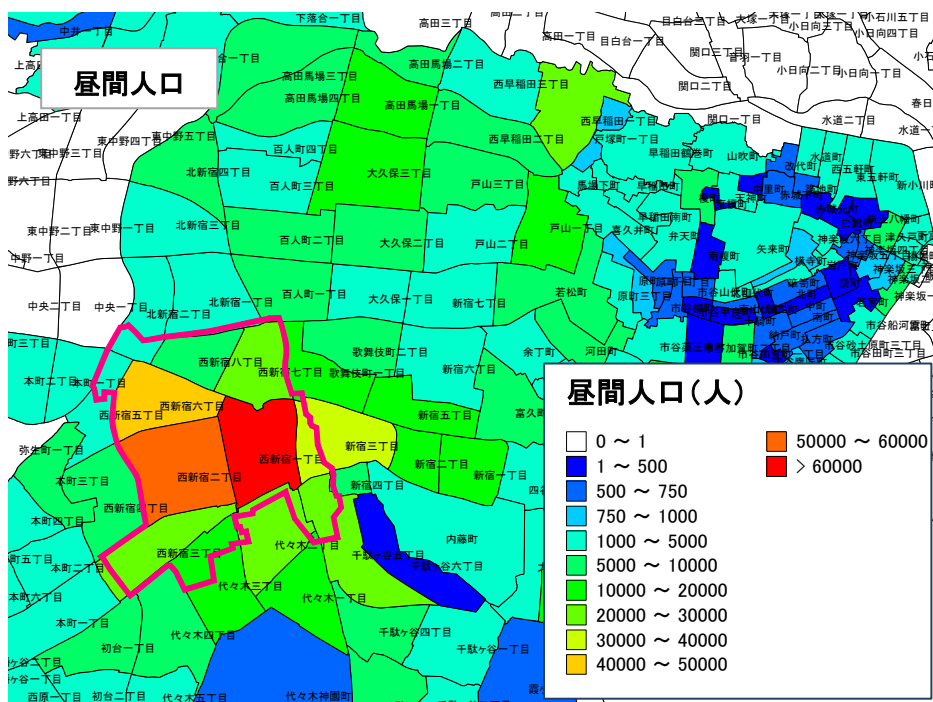


図 新宿区・渋谷区における町丁目別昼間人口・夜間人口

※平成22年国勢調査結果

②滞留人口

- 業務時間帯である14時では約17万人が調査対象地域に流入しているのに対し、通学・通勤前である5時では約1万人であり、早朝と日中では滞留人口に大きく差がある。
- ピーク時（14時台）には、調査対象地域で約18万人が活動している。

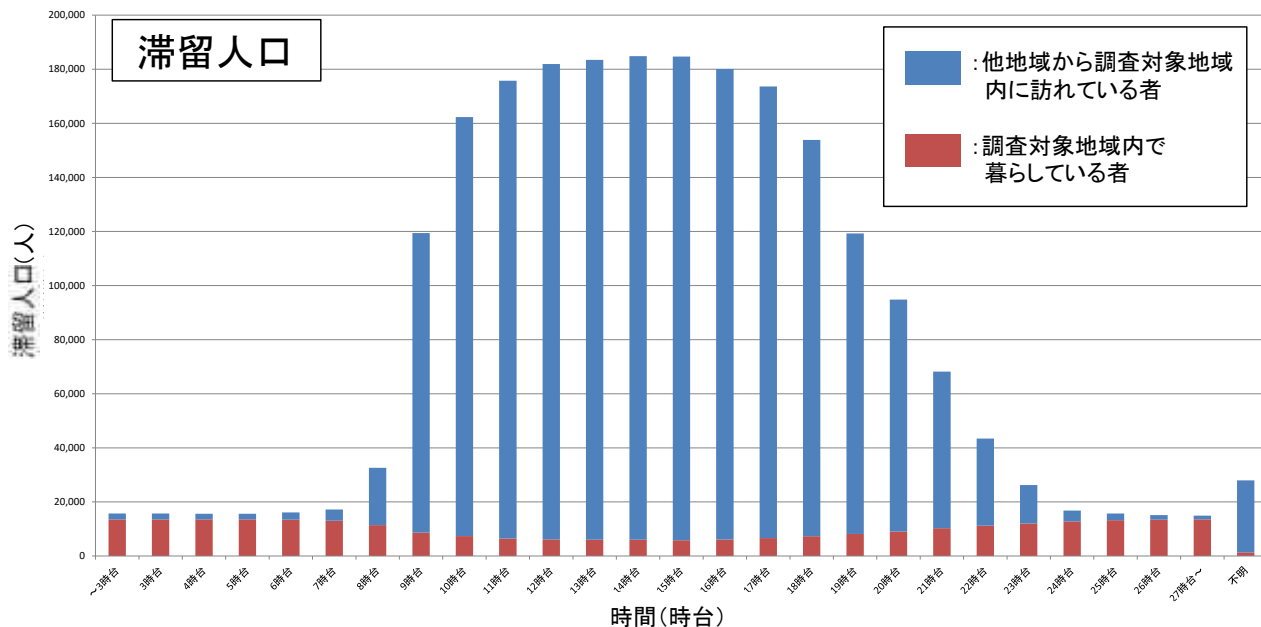


図 調査対象地域の各町丁目面積に応じた時間帯別滞留人口

※東京都市圏交通計画協議会「パーソントリップ調査」(平成20年調査結果)
調査対象地域に含まれる地区の調査結果

(2) 事業所数及び従業員数

- 新宿区全体と比較して、調査対象地域は、事業所及び従業員人口を多く抱えている。
- 事業所数は、西新宿一丁目（約 2,000 事業所）及び西新宿七丁目（約 1,500 事業所）に集中している。
- 従業員人口は、西新宿一丁目（約 7,000 人）、西新宿二丁目（約 6,000 人）及び西新宿六丁目（約 4,500 人）に集中している。
- 西新宿二丁目及び西新宿六丁目は、事業所数が少ないにもかかわらず、従業員人口が集中している。

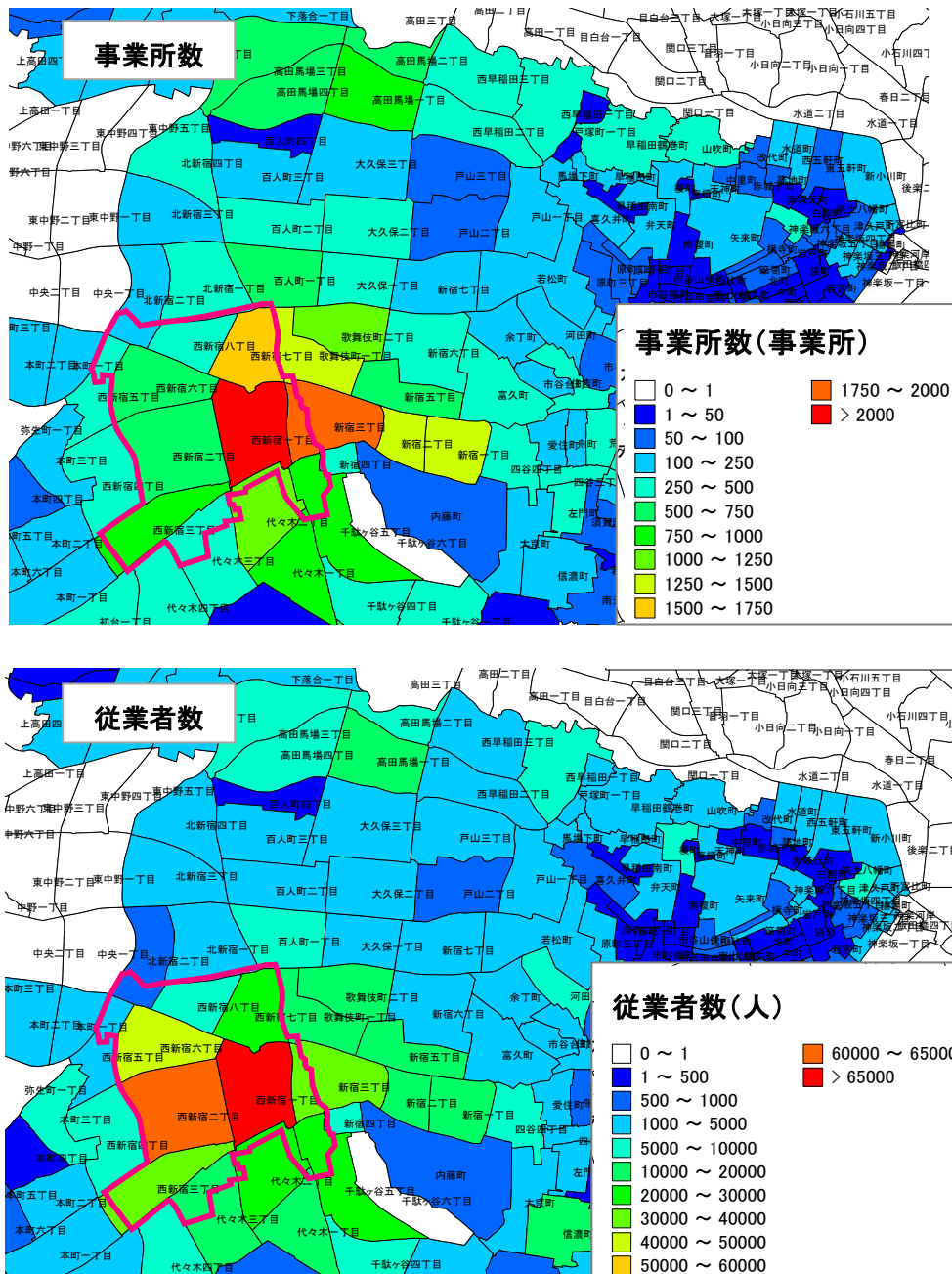


図 町字別事業所数及び従業員数

※平成 21 年経済センサス基礎調査報告

(3) 新宿駅西口地域の避難場所及び避難施設

□ 調査対象地域において滞留者を受け入れる避難所施設として使用可能と考えられる施設の立地状況について、施設数、想定避難収容面積、想定収容人数を整理した結果、収容人数は約 93,000 人と想定される。

※なお、ここで示す想定収容人数は、あくまで本調査において概算した調査対象地域における想定人数であり、当該施設の所有者及び管理者が実際に災害時に受け入れることを保証するものではない。

表 避難所施設として想定される施設の収容能力

区分		避難所施設として 想定される施設数(件)	想定避難収容面積 (㎡)	想定収容人数※ (人)
公共施設	官公庁	25	21,337.5	12,932
	教育文化施設 (教育施設)	42	16,332.9	9,899
	教育文化施設 (文化施設)	1	937.7	568
公共空間	公園	5	91,859.2	55,672
公開空地		18	22,290	13,509
合計		91	152,757	92,580

※「新宿区地域防災計画(平成25年度修正版)」に基づき、1人あたりの必要面積を1.65(㎡)として想定収容人数(人)を算出した。

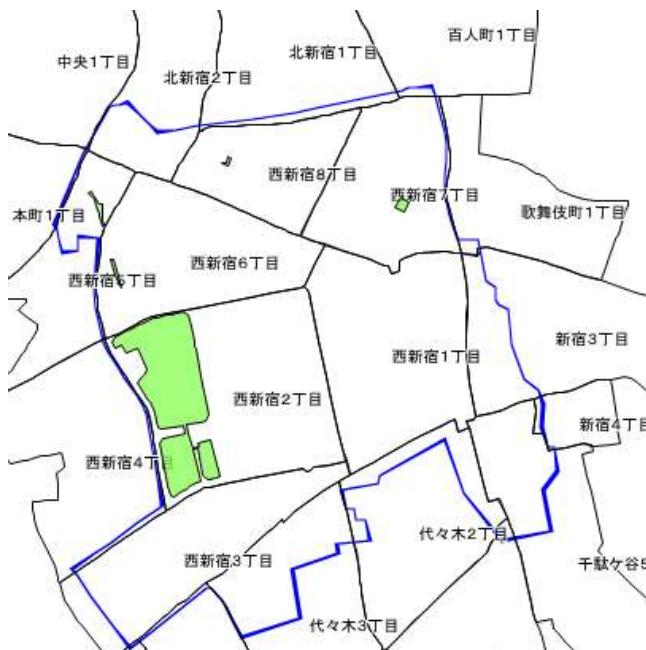


図 公園分布図

(出典) 東京都都市整備局による東京都土地利用現況調査結果

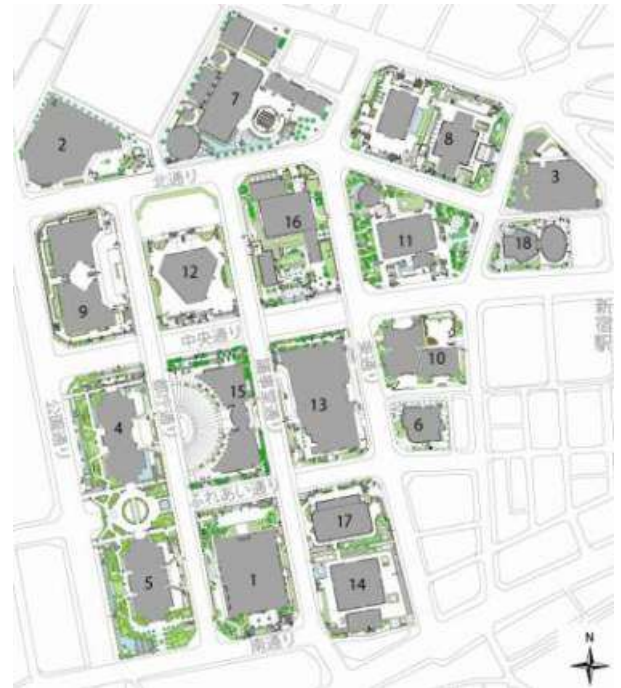


図 公開空地分布図

(出典) 西新宿1・2丁目の高層ビル18棟の公開空地を対象とした空間特性に関する調査結果

(4) 地域の区分分け

昼夜間人口比、事業所密度の視点から対象地区内の町丁目の特徴を整理すると、大きく4つのエリアに分類できる。

- [エリア①] 特に昼夜間人口比率が高く、規模が大きい事業所が集積しているエリア（西新宿二丁目）
- [エリア②] 昼夜間人口比率が高く、かつ事業所の密度が高いエリア（新宿三丁目、西新宿一丁目及び西新宿七丁目）
- [エリア③] 昼夜間人口比率、事業所密度ともやや高いエリア（西新宿三丁目、西新宿六丁目、代々木二丁目及び千駄ヶ谷五丁目）
- [エリア④] 地区内では昼夜間人口比率が低く、事業所の密度も比較的低いエリア（西新宿五丁目、西新宿八丁目、北新宿一丁目、北新宿二丁目及び代々木三丁目）

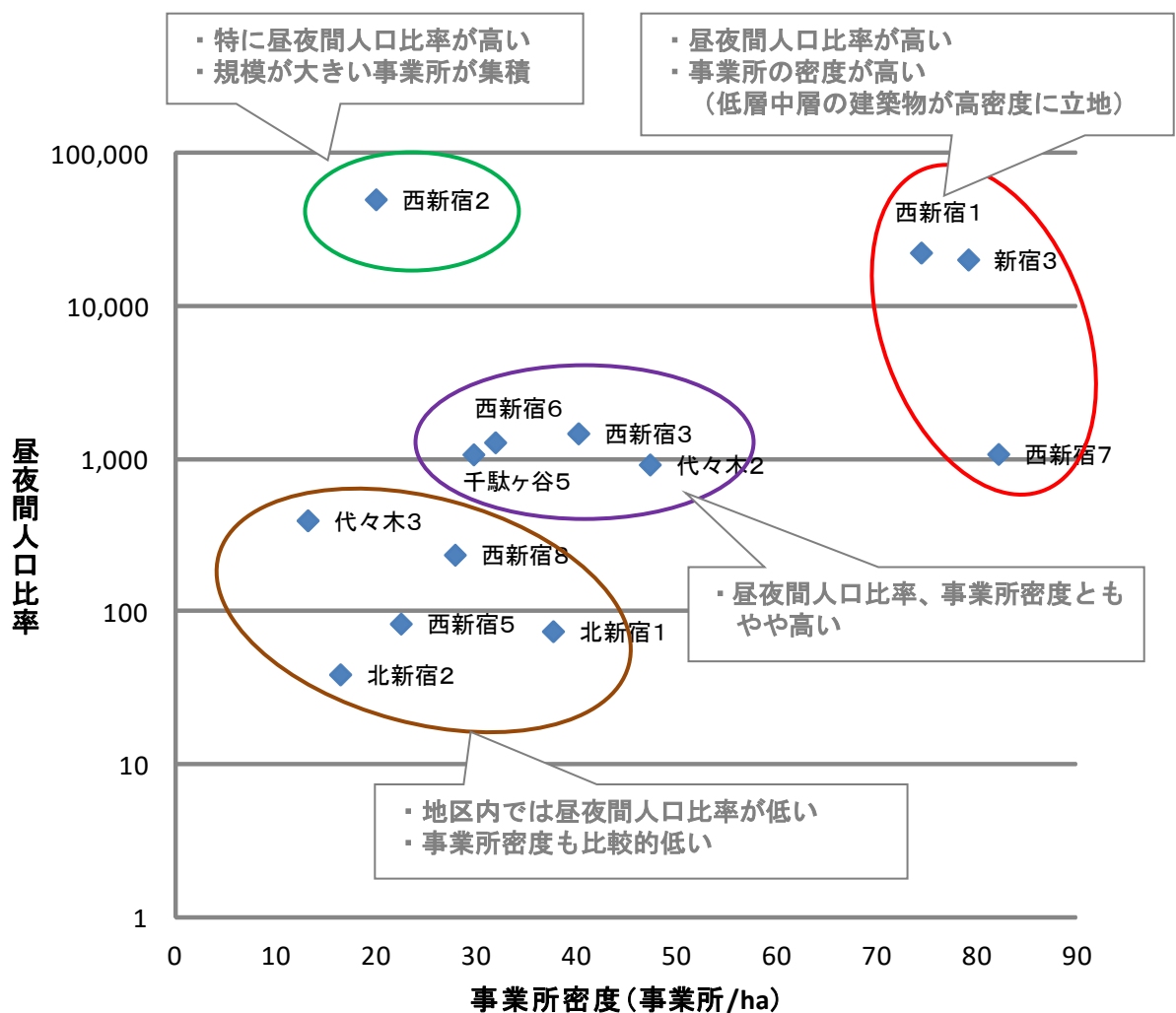


図 町丁目別の昼夜間人口比（百分率の対数）と事業所密度

※昼夜間人口は平成22年国勢調査結果、事業所数は平成21年経済センサス基礎調査報告

○前頁で示した町丁目別定量的な特徴と実際の街並み等を踏まえると、都市再生安全確保計画を策定する上での西口地域の地理的な防災上の主な特徴は大きく3種類に区分できると考えられる。

【エリア A の特徴】

- ・超高層の建築物が数多く立ち並び、火災延焼のリスクは低い。
- ・オフィスや学校等が立地し、昼間人口は非常に多いが、夜間人口は極めて少ない。また、大企業の本社や重要拠点となっている。
- ・地域冷暖房が整備されており、公開空地も多い。

【エリア B の特徴】

- ・低層中層の建築物が高密度で立ち並び、火災延焼リスクが高い。
- ・飲食店や小売店等の集客施設が立地している。

【エリア C の特徴】

- ・比較的住宅が多く、戸建住宅や住居用マンション等が比較的高密度で立ち並んでいる。
- ・夜間人口が多く、昼間の人口流入は少ない。

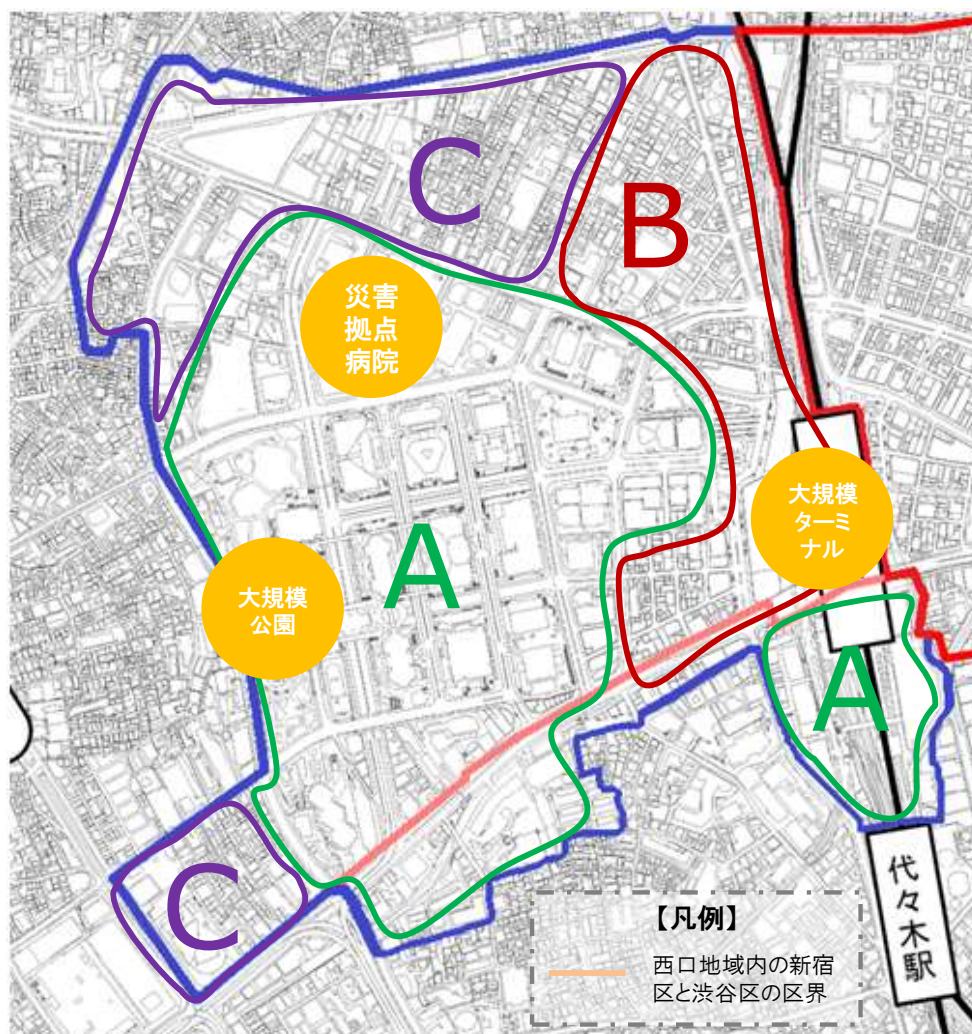


図 調査対象地域の空間的特徴

第2章 新宿駅西口地域における基本的な考え方

2. 1 新宿駅西口地域における基本的な考え方

(1) 新宿駅西口地域における共通の考え方

- 新宿モデルを構成する4モデルと平常時の取組を軸に都市再生安全確保計画を策定する。
- 西口地域内でもエリアにより大きく状況が異なることから、各エリアの特徴やエリア間の相互の関係を考慮しながら、エリアごとに新宿モデルの内容等を検討する。
- 基本計画及び実施計画の策定に当たっては、エリアごとに段階的に着手する。
- 平成25年度は、昼夜間人口比率が極めて高く、地区内残留地域に指定されているため大規模地震発生時には周辺からも多数の滞留者の流入が予想される高層ビル街区（前章のAエリア）とその周辺を主な対象として先行的に着手する。
- 来年度以降、定期的に計画を見直し、内容を随時更新する。
- 地域内の事業継続・生活継続及び地域内の助け合いと公共貢献のバランスの取れた計画を策定する。
- 計画に規定された各対策は、平常時から活用されることで災害時に生きるものとするを旨とする。

(2) 新宿駅西口地域の高層ビル街区 [A エリア] における考え方

- 当エリアは高層ビルが集積する都内でも有数の高度利用市街地であり、大規模な事業所が多数立地している。そのため、当エリアでは個々の企業が従業員や顧客等の安全を確保するとともに、災害対応及び事業継続を行ないやすい環境を整備すること並びに立地企業間による相互扶助等の仕組みづくりが重要となる。
- 当エリアは域内残留地域でもあるため、新宿駅等や周辺地域から流入した滞留者への対応が必要となると考えられる。そのため、各企業の災害対応の円滑化と社会貢献の両面から、地域の混乱を最小限に抑えるため、流入した滞留者の退避経路の確保と円滑な避難誘導、応急救護、一時滞在施設の確保等についても重要となる。
- 特に、多数の滞留者発生が想定される新宿駅から、避難場所である新宿中央公園に至る退避経路として、新宿副都心四号街路（以下、四号街路）を活用することが重要となる。
- なお、各企業が自立して災害対応及び事業継続が行なえる状況でなければ滞留者対応はできず、滞留者により地域が混乱すると、各企業の災害対応や事業継続に影響が発生する等、エリア内の企業の災害対応を行う環境と流入した滞留者への対応については密接な関係がある。そのため、両者の関係性に留意した計画とする必要がある。

(3) 新宿駅西口地域の駅直近地区 [Bエリア] における考え方

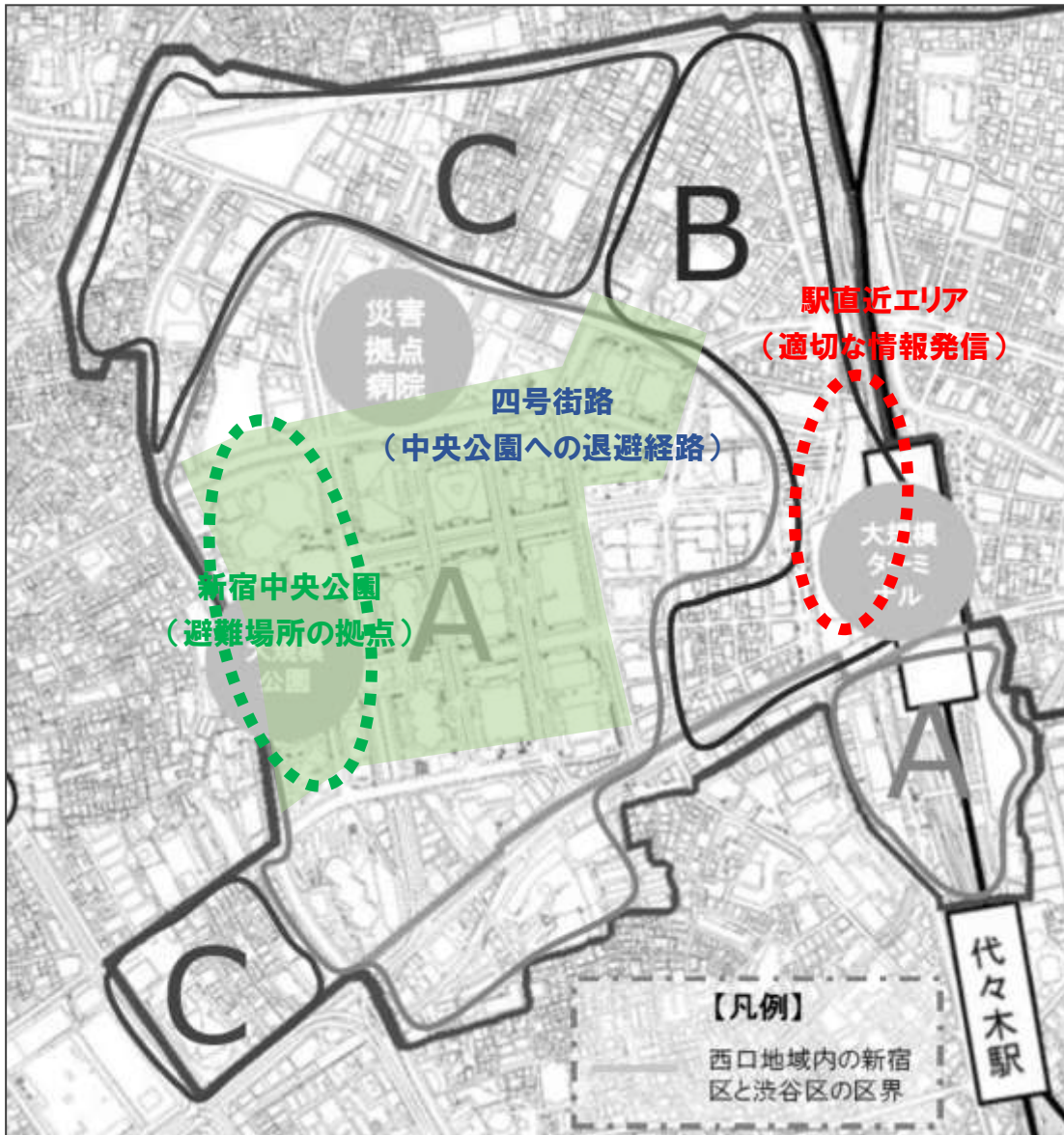
○当エリアは、1日あたり約360万人が乗降する新宿駅とともに、大小様々な規模の商業施設が立地し、多数の来街者が行き交うエリアである。そのため、大規模地震発生時には、大量に発生する行き場のない滞留者への対応として、適切な情報発信や避難場所への円滑な誘導等を行うことが重要となる。

○上記を実現するため、新宿駅に近接するエリアにおいては、以下の取組に努めることが重要である。

- ・情報発信を行える仕組みを整えておくこと

(例：デジタルサイネージによる誘導情報表示、誘導用地図の配布、等)

- ・駅直近に発生する滞留者が、避難場所等へ移動するまでに一時的に溜まることのできる空間を駅前広場等にて確保すること
- ・発災直後の応急対応に必要となる可能性の高い、自立分散型電源や備蓄倉庫の確保等に努めること。



第3章 事業継続可能な環境の確保

3. 1 建物の安全を判断する仕組みの構築

(1) 被害の影響

高層ビルは階層により「揺れ」の大きさが異なる。しかし、高層ビルでは防災センターが1階や地下階に設置される事が多いため、防災センターではビル全体の被害状況を十分に把握できない。

同一地域であっても、ビルの高さ・形状・構造等により被害状況が異なる。その上、外観からは構造的な被害を把握することは難しい。また、高層ビルの被害状況を正確に診断するには、専門家による確認が必要となる。

(2) 目標

地域内の企業・団体等の事業継続のためには、事業所が安全かつ継続的に使用可能であることの確認をとることが重要である。そのためにはまず、防災センター等において、建物の各階層の被害状況を把握できる仕組みを構築する。また、各ビルにおける被害状況は、現地本部等が中心となって地域で共有することで、詳細の被害確認・判定のための専門家の調整及び最適配置を行う仕組みを構築する。さらに、マニュアル等を整備し、建築の専門家でなくても地域内の他のビルと比較可能な「一定の基準による被害状況の確認」が行なえる仕組みを構築する。また、それらの被害状況をもとに優先順位をつけた上で、専門家による建物安全確認が行なわれる仕組みを構築する。

(3) 課題

防災センター等でビルの被害状況把握し、地域で共有するためには、発災後に各階の被害状況が防災センターに集まる仕組みと、個別のビルで把握した建物の被害状況を地域（現地本部等）で共有する仕組みが必要となる。なお、建築の専門家でなくても「一定の基準で被害状況を確認」するためには、誰が何をどのように判断するべきかを事前に定める必要がある。また、専門家による建物安全確認を行う場合には、限られた専門家をどこに確認に向かわせるか優先順位を事前に決めるとともに、地域内での専門家の分布状況を事前に把握する仕組みが必要となる。

(4) 実施方針

1) ハード対策

①建物モニタリングシステムの導入

階層別の揺れの大きさを建物モニタリングシステム等を用いて防災センター等で集中して把握することで、階層別の被害状況や詳細調査の必要性等を判断する。

②情報連絡網の構築

防災センター等で把握した建物の被害状況を地域で共有化するための情報連絡網を整備する。

2) ソフト対策

①情報連絡体制の構築

災害時に現地本部を中心に効率的かつ円滑に情報を収集・整理・発信・共有するため、高層ビル街については、「テナント⇄ビル管理会社⇄現地本部」という情報連携の仕組みの構築と周知を図る。また、新宿区災害対策本部等との情報連絡マニュアル等を作成する。

②建物安全確認マニュアルの作成

建築の専門家でなくても「一定水準で他のビルと比較可能な建物の被害状況の確認」が可能となるように、標準的な確認手順を確立するとともに、確認すべき点に関するチェックリスト等を作成する。

③専門家による建物安全確認の支援

地域内の限られた専門家が、効率的に地域内の建物安全確認を行うには、地域内で確認の必要性の優先順位を付ける必要がある。その基準を整備するとともに、災害時に協力可能な専門家のリストアップを行う。

④建物安全確認に関する従事者の確保

「一定水準で他のビルと比較可能な建物の被害状況の確認」のため、専門家以外の従事者を対象として必要な知識や技能を修得するためのカリキュラムを作成し講習を実施する。また、地域内の建物安全確認を行うため、災害時に協力可能な専門家と専門化以外の従事者との連携の在り方について定める。

3) 人づくり

①建物モニタリングシステムの活用方法の周知

防災センター等で行うべき各階層別の被害状況の把握とその情報の活用の考え方について、セミナーや訓練等を通じて地域の事業者等に周知する。

3. 2 安全に待機・活動できる仕組みの構築

(1) 被害の影響

想定される地震が発生した場合には、地域内において多数の傷病者が発生することが想定され、さらに停電により地域内でビル等の照明や空調が停止し、電話の輻輳等により家族と連絡がとれなくなる。その結果、活動に必要な情報の不足や、災害対応要員の負傷又は帰宅等により、災害対策活動及び事業継続活動等に支障が生ずる。また、高層ビル等の在館者（従業者、買物客等）が一斉に退避行動を開始した場合には、非常階段に人が押し寄せ混乱するとともに負傷者発生危険性が高まる。

(2) 目標

想定される地震が発生した場合にも、地域内で各事業所等の安全が保たれ在館者が混乱することなく、安全に地域が落ち着くまで待機でき、災害対応及び事業継続活動が可能となる仕組みを構築する。

(3) 課題

事業所内の待機・活動可能な環境の整備のためには、事業所の耐震性を高めるとともに、発災後に待機・活動する空間が確保される必要がある。また、その他にも安否確認手段の確保、地震時における在館者への情報提供手段の確保等を図ることで、停電時等の事業所内での混乱を防止（軽減）する必要がある。

(4) 実施方針

1) ハード対策

①事業所での備蓄の確保

事業所の関係者（従業員、来客、その他）向けの備蓄（水、食料、毛布等）を確保する。

②非常用電源等の確保

自家発電施設の設置や地域内での電力等の融通等を行うとともに、照明、空調、災対活動、事業継続活動等に使用できる自立分散型の電源を確保する。

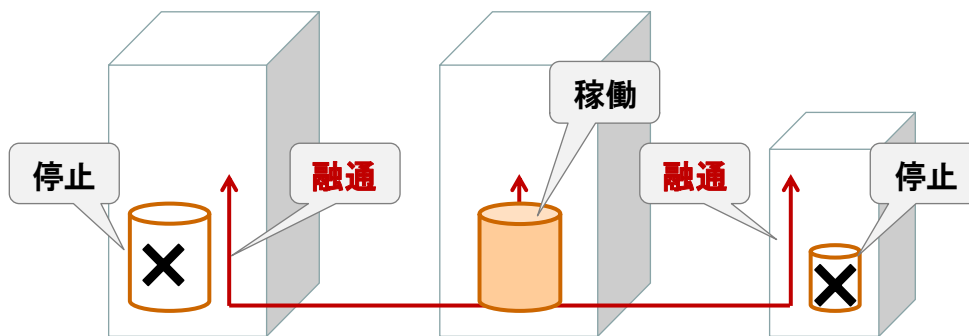


図 電力の融通のイメージ

③備蓄倉庫等の整備

災害時に活用する備蓄倉庫・貯水槽を整備するため、低・未利用の駐車場や公有地等を活用する。

④耐震改修

建物の耐震性を向上させることで、死傷者の発生を防止するとともに、発災後にも当該建築物が安全に使用できる可能性を高める。

⑤什器等の固定

事業所内の什器等の固定を進めることで、負傷者の発生を減少させるとともに、発災後にも待機・活動が可能な安全な空間を確保する。

2) ソフト対策

①事業所内待機ルールの整備と周知・啓発

地域の特性を踏まえた上で、事業所内での待機を行うための行動ルールの整備や待機ルールの周知、啓発を行う。

②情報連絡手段の多重化

災害対応活動や事業継続活動に直接又は間接的に必要な情報を入手する可能性を高めるため、安否確認方法の啓発や在館者への情報提供等情報連絡手段の多重化を図る。

③備蓄の融通

災害時に必要となる備蓄品を地域内で融通して利用することで、備蓄品等の効率的な配備と、災害時の想定外の事態への柔軟な対応を図ることを可能にする。

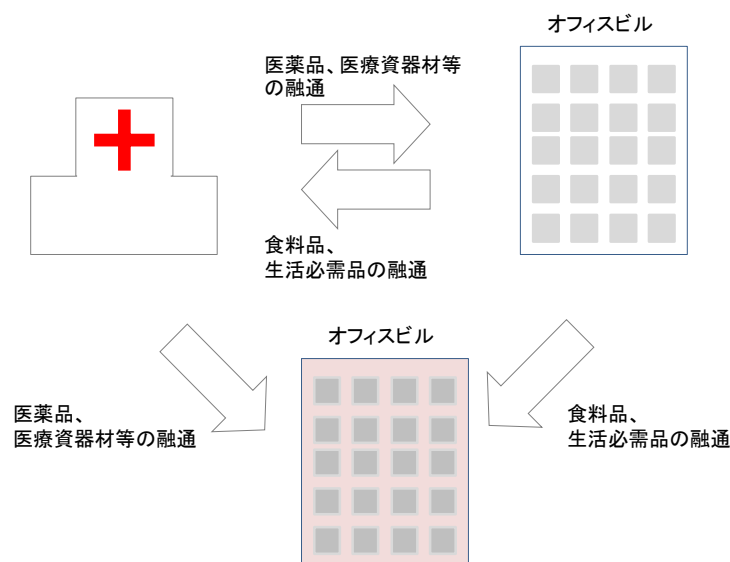


図 備蓄品の融通のイメージ

④飲食店や小売店との協力体制の構築

災害時に、飲食店やコンビニエンスストア等の小売店等における商品等を流通備蓄として融通し活用できるように、平常時より協力体制を構築する。

第4章 情報収集伝達等

4.1 現地本部を中心とした情報収集・連絡体制の構築

(1) 被害の影響

想定される地震が発生した場合、情報通信関連の被害として、通信の輻輳、停電等が広域的に発生し、多くの事業所や来訪者が情報不足に陥る。特に報道機関等は全国的な視点での情報提供のみを行うため、地元である西口地域の詳細な被害等に関する情報不足が懸念される。このような情報が不足した場合には、事業者の災害対応活動や事業継続活動等に支障が生じる可能性がある。また、事業所ごとに備蓄品の備蓄状況や従業員のスキル等が異なることにより、災害対応や事業継続活動に過不足が生じることも懸念される。なお西口地域内に広域避難場所が立地していること等から、隣接地域から多数の避難者・滞留者が流入することが懸念される。

(2) 目標

地域の情報拠点として、西口現地本部を設け情報収集や連絡体制を構築する。災害時における情報収集等に関する現地本部の主要な活動は停電や電話の輻輳等が発生した場合にも地域内の事業者等が安全に災害対応活動等ができるようにすること、特定のエリアや施設に滞留者等が集中しないよう現地本部において情報を収集・整理し負担の分散化を誘導することの2点とする。また、現地本部では新宿区の災害対策本部をはじめとする地域の災害対策の拠点から、信頼性の高い情報を収集する仕組みを構築する。その他、遠隔地との情報交換を行い広域の被災情報を把握するほか、非被災地からの情報提供を受けることで、より俯瞰的な視点での災害対応を行う。さらに、地区内での備蓄品や災害対応要員の融通調整を行うことで地域全体の災害対応の底上げをはかる。

(3) 課題

西口現地本部が地域の情報拠点として機能するためには、災害時に活動可能な人員の確保、地域の事業者等が必要とする情報を収集できる機器等の整備及び現地本部の役割についての地域の事業者等への十分な周知が必要となる。

また、地域内での備蓄物資等の調整のためには、一時滞在施設の受入情報や滞留者等への支援物資の備蓄・配布状況等について一元的に連絡・共有化する仕組みの構築も必要となる。

(4) 実施方針

1) ハード対策

① 情報通信網の整備

災害時には、地域の情報拠点として「西口現地本部」を設けて、現地本部を中心に情報を収集・整理・発信・共有を行う。そのために必要な、防災無線、長距離無線 LAN、情報共有ソフト等を整備する。新宿区災対本部から確度の高い地域情報を得られるような情報連絡網を構築するほか、災害拠点病院や地域の応急救護施設との情報連絡網を構築する。

2) ソフト対策

①情報連絡体制の構築【再掲】

災害時に現地本部を中心に効率的かつ円滑に情報を収集・整理・発信・共有するため、高層ビル街については、「テナント⇄ビル管理会社⇄現地本部」という情報連携の仕組みの構築とその周知を図る。また、新宿区災害対策本部との情報連絡マニュアル等を作成する。

②現地本部の運営の仕組みの確立

インシデントコマンドシステム等の考え方を活用し、災害時に現地本部に参集した要員の人数やスキルに応じて、柔軟に組織構築ができる仕組みを確立する。

③備蓄体制や運用ルールの整備

災害時に物的人的リソースの調整を行うことに備え、平常時から地域内の備蓄品や専門家のリスト・地図化を行い、地域内での活動の優先順位付けの調整及び判断の考え方、備蓄品の配布ルールの策定等運用の仕組みを構築する。

3) 人づくり

①現地本部の運営の在り方の周知

災害時の現地本部の役割や機能並びに災害等に関する基礎的な知識について、平常時よりセミナーや訓練等を通じ地域の関係者等に広く周知する。

②専門家やリーダーの育成

災害時に地域の現地本部等の主要な拠点で、情報収集伝達等に関する専門家やリーダーとして活躍する人材を、平常時より講習会や訓練を通じ養成する。

4. 2 現地本部を中心とした情報伝達体制の構築

(1) 被害の影響

想定される地震が発生した場合、情報不足から不正確な情報等が流れ適切な災害対応活動や事業継続活動の根拠となる情報が伝わらない可能性がある。

(2) 目標

地域の混乱を最低限におさえるための情報伝達手段を整備し、一定水準以上の信憑性のある情報を西口現地本部から地域に提供する仕組みを構築する。

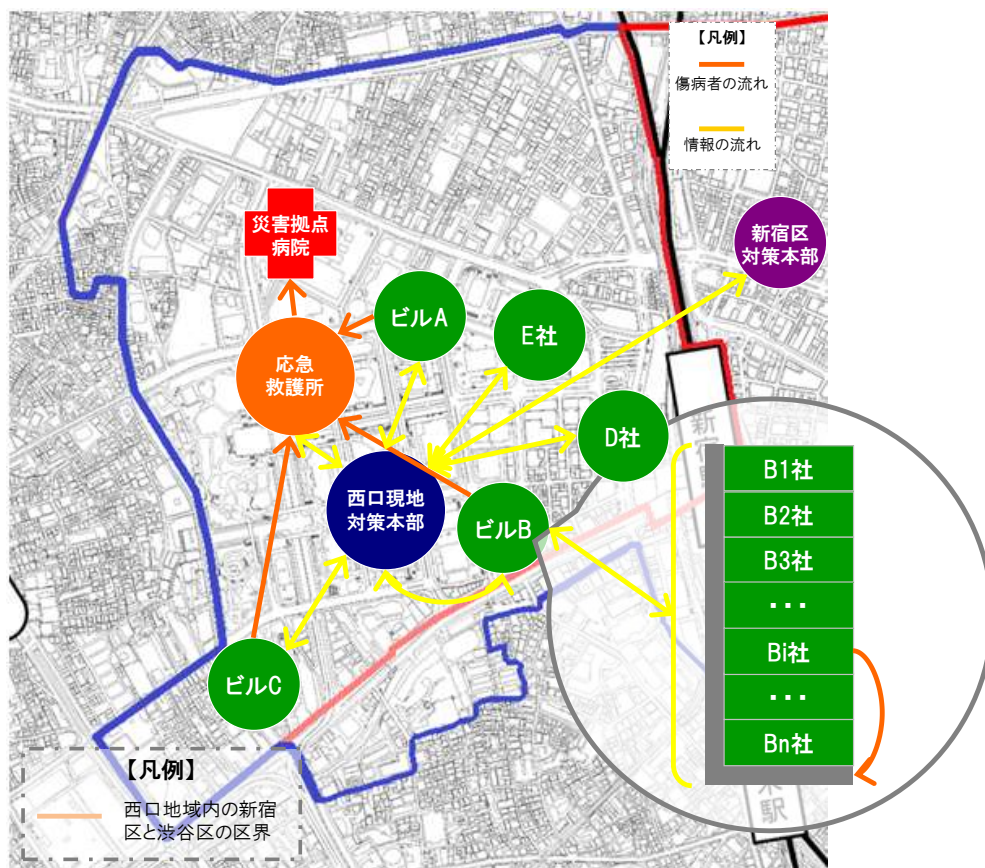


図 情報連絡のイメージ

(3) 課題

新宿西口地域には他地域からの来訪者が多く、必ずしも新宿西口地域の土地勘が十分ではない被災者もいることから、不特定多数の人に対して正確報を提供する方法及び体制を構築する必要がある。

発災後については事業所内に待機することが原則となるが、やむを得ず全館退避が必要となった場合には、周辺状況を加味した計画的な避難に必要な情報を提供する必要がある。

また、特定のエリアや施設に滞留者等の負担が集中しないよう適切に誘導を行うため、駅及び大規模集客施設に対して情報提供方法の検討を行う必要がある。

(4) 実施方針

1) ハード対策

①情報提供のための環境整備

災害時には、地域内で長距離無線 LAN、Wi-Fi 等の情報網を整備することにより、拠点間で GIS 等の地図情報を活用して情報提供・共有を行う。また、不特定多数の来街者等に対しては、デジタルサイネージ等の設置、エリアワンセグや SNS・アプリケーションを用いた情報提供を行う。

平常時には、情報提供のための環境を用いて来街者に対する地域の情報の発信を行う。

②外国人来訪者のための環境整備

外国人来訪者に対して多言語による情報を提供できるよう、環境の整備に努める。

2) ソフト対策

①情報連絡体制の構築【再掲】

現地本部を中心に情報を収集・整理・発信・共有するため、高層ビル街については、「テナント⇄ビル管理会社⇄現地本部」という情報連携体制の構築とその周知を図る。また、新宿区との情報連絡マニュアル等を作成する。

②情報提供方法の検討

西口地域の地図等のノベリティの作成や避難者への情報提供媒体の設置場所や連絡方法等の検討等、新宿西口地域の土地勘のない人にも分かりやすい情報提供方法の検討を行う。

③現地本部の運営システムの確立

現地本部要員の参集状況に応じた運営システムを確立する。また、運営要員を最低限に抑えることができる運営方法の確立を検討する。

④帰宅困難者の誘導対策

帰宅困難者を適切に誘導するため、予め地域内の一時滞在施設と受入可能人数をリスト・地図化する。

3) 人づくり

①現地本部の運営の在り方の周知【再掲】

現地本部の運営の在り方をセミナーや訓練等を通じて地域の事業者等に周知する。

第5章 退避誘導支援等

5.1 ビルから安全に退避できる仕組みの構築

(1) 被害の影響

想定される地震が発生し、停電によりビル内の照明が消え、電話の輻輳等により家族と連絡がとれず、被害状況等の情報不足となった場合には、在館者は不安から一斉に退避行動を開始し、非常階段に人が押し寄せることにより混乱が生じるとともに負傷者発生危険性が高まる。また、ビルからの退避者により地域の滞留者が増加し、混乱に拍車がかかる。さらに、地域内で車による退避や移動が多数発生した場合には、道路の渋滞が発生し、消防機関等による災害対応活動に支障が生じるおそれがある。建物の構造部分の損傷や火災の発生、季節・天候等によっては、ビル内での長時間の滞在が困難になる場合も考えられる。

(2) 目標

在館者の安全が確保できずビル外への退避が必要となった場合には、一定の退避基準に従って退避を行い、一時退避場所と退避経路を整備し、在館者を安全なビル外の一時的退避場所に退避誘導する仕組みを構築する。

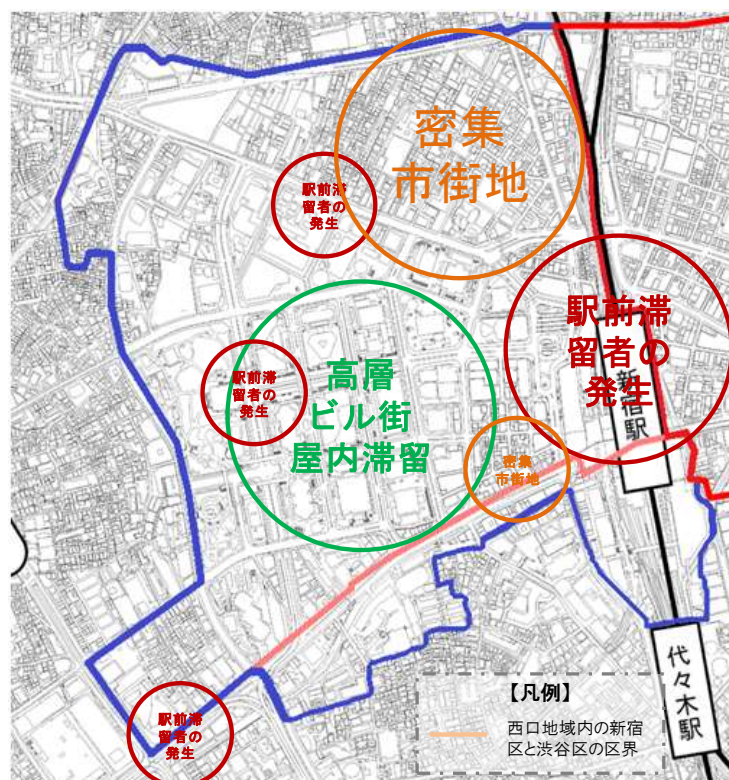


図 建物内待機と退避イメージ

(3) 課題

退避者を地域で円滑に収容するためには、安全な退避支援誘導體制を整備し地域の被災状況を把握した上で、退避が必要となる施設の状況や、その退避経路及び収容場所等の判断を行う仕組みと、判断結果の伝達方法を整備する必要がある。また、一時退避場所や退避経路をどのように判断するのか、どのような基準で全館退避を判断するべきかについても明確にする必要がある。

(4) 実施方針

1) ハード対策

①情報通信網の整備【再掲】

災害時には、地域の情報拠点として「西口現地本部」を設けて、現地本部を中心に情報を収集・整理・発信・共有を行う。そのために必要な防災無線、長距離無線 LAN、情報共有ソフト等を整備する。新宿区災対本部から確度の高い地域情報を得られるような情報連絡網を構築するほか、災害拠点病院や地域の応急救護施設との情報連絡網を構築する。

②退避経路と一時退避場所の確保

災害時に一時退避場所となる施設等について、公開空地や公共施設等も含めて場所を確保し地域で共有する。また、退避経路についても、緊急輸送道路や地域内での負傷者搬送ルート等を考慮した上で確保する。

③災害時に活用する空き駐車スペースの確保

地域内の滞留車両により緊急車両の通行に支障が生じないように、災害時に活用できる空き駐車スペースを確保する。

④退避誘導支援に向けた環境整備

一時退避場所、退避経路の確保や退避支援誘導態勢の整備、情報連絡態勢の構築等退避誘導支援に向けた環境整備を行う。

2) ソフト対策

①ビルからの退避に関する退避誘導ルールの整備と周知・啓発

地域が連携して計画的な退避を行うため、地域内の混雑ポイントを予め抽出し、災害時に避難状況を現地本部へ報告しその情報に基づき退避する仕組みをつくることで、地域内で安全で円滑な退避が行えるよう退避誘導ルールを策定する。

②ビルからの退避支援態勢の構築等

安全な退避支援誘導態勢を整備するため、ビル内の一斉退避の手順、一時退避場所や退避経路の検討、退避支援態勢の構築を行うとともに、情報連絡態勢の構築や公開空地の利用方法の検討を行う。

退避支援態勢の構築に当たっては、地震時に計画的な退避支援ができるよう、退避時の混雑ポイントを予め抽出し、担当者が現地本部へ報告する仕組みや退避者への情報提供方法を構築するとともに、退避誘導ルールを策定する。

③地域連携による退避の支援態勢の構築

地域内で協調した退避を実施するため、地震時には西口現地本部が中心となって地域内の状況に応じて一時退避場所を選定し退避者を誘導できるよう、高層ビル街については、テナント入居者ービル管理会社ー西口現地本部間の情報連絡態勢を構築し地域の混乱を最低限に抑えた退避が可能となるよう支援を行う。そのため、全館退避を行う際の標準的な退避基準の策定や全館退避のための手順の明確化とその周知を行う。

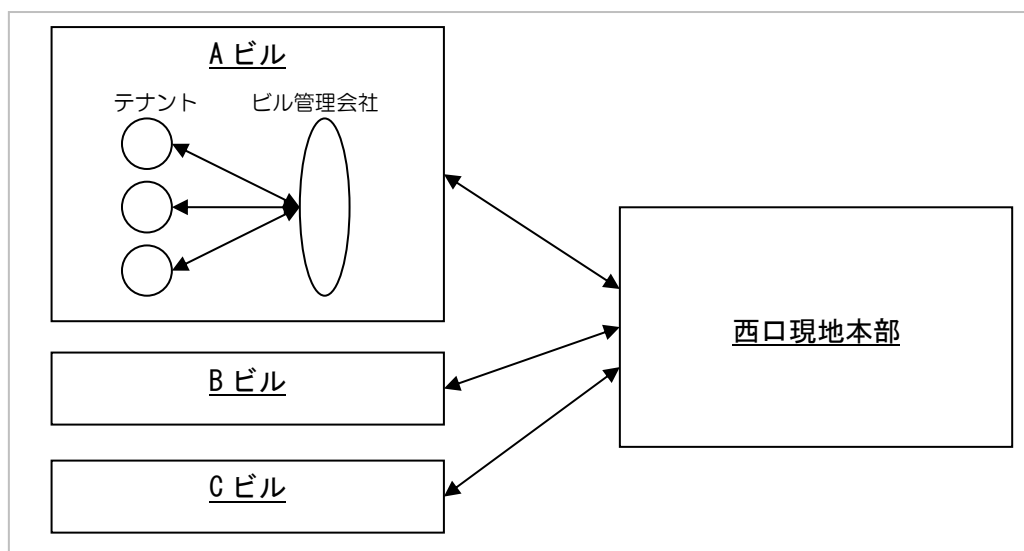


図 地域連携による退避の支援態勢イメージ

④滞留車両の誘導方法の構築

地域内の滞留車両の退避誘導ルールを策定するとともに、滞留車両を適切に誘導するための情報伝達方法を検討する。

3) 人づくり

①退避行動、退避支援の在り方の周知・啓発

セミナーや訓練等を通じて、退避支援・誘導や退避行動の在り方を地域の事業者等に周知する。

5. 2 滞留者等への対応

(1) 被害の影響

想定される地震が発生し、鉄道が運転を見合わせるにより新宿駅等において身の寄せどころのない滞留者が多数発生する。さらに、周辺地域からの退避住民等も地域内に流入するため、地域内の公開空地、地下道、ロビー空間等は滞留者であふれる。

(2) 目標

身の寄せどころのない滞留者を混乱することなく安全に誘導し、一時滞在できる仕組みを構築する。

(3) 課題

滞留者が安全に一時滞在するためには、地域内で一時滞在可能な環境の整備、災害時の動線を考慮した誘導経路及び情報提供手段を確保する必要がある。

(4) 実施方針

1) ハード対策

①情報提供のための環境整備【再掲】

災害時には、地域内で長距離無線 LAN、Wi-Fi 等の情報網を整備することにより、拠点間で GIS 等の地図情報を活用して情報提供・共有を行う。また、不特定多数の来街者等に対しては、デジタルサイネージ等の設置、エリアワンセグや SNS・アプリケーションを用いた情報提供を行う。

平常時には、情報提供のための環境を用いて来街者に対する地域の情報の発信を行う。

②滞留者等の備蓄の確保

不特定多数の滞留者向けの備蓄（水、食料、毛布等）を確保する。

③非常用電源等の確保【再掲】

自家発電施設の設置や地域内での電力等の融通等により、照明、空調、災対活動、事業継続活動等に使用できる自立分散型の電源を確保する。

④備蓄倉庫等の整備【再掲】

災害時に活用する備蓄倉庫・貯水槽を整備するため、低・未利用の駐車場や公有地等を活用する。

⑤帰宅困難者等の受入スペースの整備

公開空地等に大屋根の整備を行い、帰宅困難者等の受入先として整備する。

⑥耐震改修【再掲】

建物の耐震性を向上させることで、死傷者の発生を防止するとともに、発災後にも当該建築物が安全に使用できる可能性を高める。

⑦什器等の固定【再掲】

室内の什器等の固定を進めることで、負傷者の発生を減少させるとともに、発災後にも待機・活動・滞留者の受入れが可能な安全な空間を確保する。

2) ソフト対策

①滞留者誘導ルールの整備と周知・啓発

滞留者を安全かつ円滑に誘導するための誘導ルールの整備や一時滞在ルールの周知、啓発を行う。

②備蓄の融通【再掲】

災害時には、滞留者向けの備蓄品を地域内で融通して利用する。

③避難場所や一時滞在施設の運営等に関する環境整備

避難場所（新宿御苑、新宿中央公園）で必要となる対応を踏まえ、避難場所の運営に関するマニュアルを整備する。

また、一時滞在施設として滞留者を受け入れる施設の確保を推進するとともに、一時滞在施設の開設・運営等に関するマニュアルを整備する等、一時滞在施設に対する支援を行う。

3) 人づくり

①専門家やリーダーの育成【再掲】

災害時に地域の現地本部等の主要な拠点で、情報収集伝達等に関する専門家やリーダーとして活躍する人材を、平常時より講習会や訓練を通じ養成する。

第6章 医療救護活動等

6. 1 負傷者に対応できる仕組みの構築

(1) 被害の影響

想定される地震が発生した場合、ビル内では家具等の転倒・落下・移動、ガラスの飛散、天井ボードの落下等により負傷者（軽傷者、重症者）が発生する可能性が高い。また、屋外においては、窓ガラス、壁面タイル、看板等の落下物による負傷者が発生することが想定される。しかし、地域内の診療所では、医師、看護師、医薬品等の資器材、受入スペースに限界があり、多数の負傷者には対応しきれない。

(2) 目標

地域で医療スペースや応急救護スペース（以下「医療等スペース」という。）を設置し、医療従事者及び支援者、医薬品・医療資器材を整備し、軽傷者への応急手当、重症者への医療提供を行う仕組みを構築する。

(3) 課題

地域で負傷者に対応するためには、医療等スペース及び医療従事者を確保する必要がある。また、応急手当に使用する医薬品や医療用資器材を備蓄する必要がある。

(4) 実施方針

1) ハード対策

①情報通信網の整備【再掲】

防災無線、長距離無線 LAN、情報共有ソフト等を整備し、災害時に地域の情報拠点となる「西口現地本部」と災害拠点病院や地域の応急救護施設との情報連絡網を構築する。

②医療備蓄の確保

負傷者に対し医療提供を行うための医薬品や医療用資器材を確保する。

③医療スペース等の整備

負傷者に対し医療提供を行うため、トリアージスペースの確保に向けた空間整備や災害拠点としての医療ユニットの整備等、医療等スペースの整備・確保を行う。

また、各ビルやエリア等で医療等スペースとして事前指定した場所に、案内板等の設置を行う。

2) ソフト対策

①医療従事者の確保

各ビルやエリア等で医療従事者を確保できるよう、滞留者から医師等を活用できる態勢の構築、ビル診療所との連携体制の構築を図るとともに、医師等への支援者を養成するための講習受講を推進する。

また、医療等スペースへの医師等の派遣を受けることができるよう、医療機関からの派遣体制の検討、受入体制の検討、医師等の派遣・受入れに係る地域内での情報連絡体制の検討等を行い、医師等の派遣体制の構築を図る。

②医療等スペースの事前指定等

医療等スペースを事前に指定するとともに、医療等スペースの設置・運営体制の構築を図る。また、セミナー、訓練等を通じて地域の事業者にも周知を図る。

また、医療等スペースが不足する場合に地域内で連絡調整できるよう、西口現地本部の常設化の検討、情報連絡網の構築、情報連絡訓練の実施等、情報連絡体制の構築を行う。

③医療備蓄の運用体制の構築

備蓄スペースから医療等スペースへの運搬や平時のメンテナンス態勢等、医薬品や医療用資器材の運用態勢を構築するとともに、地域内での備蓄の融通態勢を構築する。

また、西口現地本部を通じて地域内で医薬品や医療用資器材を調達する際の情報連絡体制の構築を行う。

3) 人づくり

①専門家をサポートする人材の育成

医療等スペースで、医療従事者等の専門家の活動を支援・サポートする人材を、平常時より講習会や訓練を通じ養成する。

6. 2 災害拠点病院等で重症者に対応できる仕組みの構築

(1) 被害の影響

想定される地震が発生した場合、多数の負傷者や帰宅困難者が西口地域に流入してくるとともに、重症者が災害拠点病院に搬送されることが想定される。そのため、地域内外からの負傷者が集まり病院が患者等であふれかえり、災害拠点病院の本来の機能である重症者への対応に支障が生じるおそれがある。

(2) 目標

軽傷者、帰宅困難者を適切に医療機関外の医療等スペースへ誘導するとともに、医療資源（医師、看護師、空間、医薬品・医療資器材等）を確保し、災害拠点病院の本来機能である重症者対応ができる仕組みを構築する。

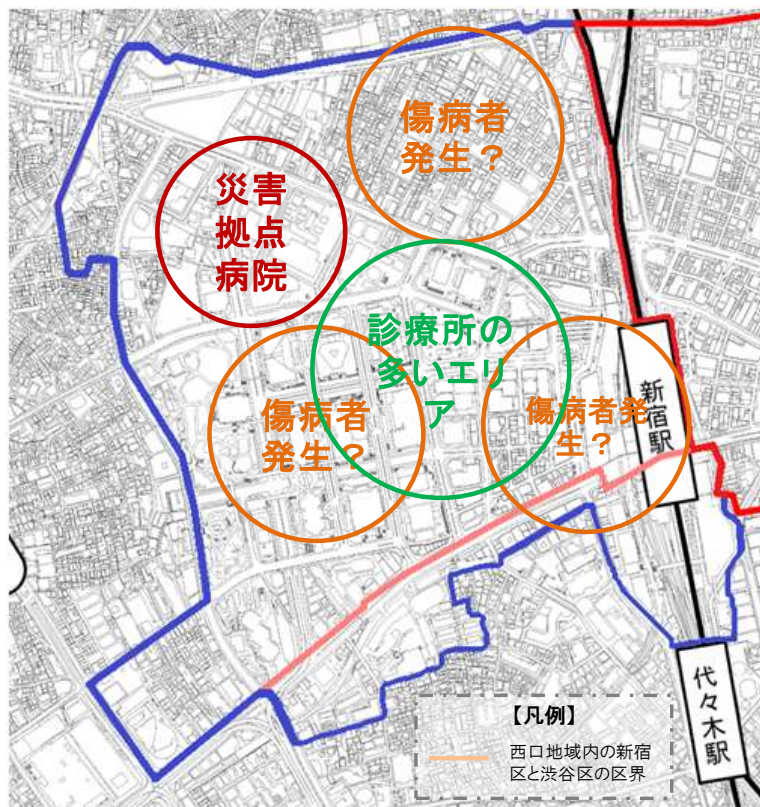


図 医療機関と傷病者の発生エリアのイメージ

(3) 課題

災害拠点病院等への患者の過度な集中を回避するためには、重症者の受入調整態勢を構築する必要がある。また、災害時の医療提供について地域全体で目標を共有し、地域内での医療機能の分担と必要な対策を検討し、軽傷者には各地域で対処する態勢を構築することが必要となる。

(4) 実施方針

1) ハード対策

①情報通信網の整備【再掲】

防災無線、長距離無線 LAN、情報共有ソフト等を整備し、災害時に地域の情報拠点となる「西口現地本部」と災害拠点病院や地域の応急救護施設との情報連絡網を構築する。

②医療救護所の拡充

地域内で従業者や来街者等のうち軽傷者に医療を提供できるよう、昼間人口向け医療救護所の設置場所を検討し、確保する。また、昼間人口向け医療救護所の運営に必要な医薬品や資器材等の備蓄や非常用発電機等を確保する。

2) ソフト対策

①地域全体での医療機能の最適配置の実現

災害拠点病院としての機能を最大限発揮できるよう、軽傷者や病院での処置が不要な人は地域内の各ビルに誘導し、重症者のみ災害拠点病院で受け入れる等、地域内での医療機能の分担・最適配置（地域全体の目標）を検討する。

また、昼間人口向けの医療救護所の運営体制を構築するとともに、災害拠点病院等に流入した軽傷者を院外に誘導するための情報連絡態勢を構築する。

第7章 平常時の対応

(1) 目標

災害時の円滑な活動のため、平常時より地域での大規模地震対策の考え方や、災害時の活動について周知を行う仕組みを構築する。災害時の活動の指揮統制のためには、平常時における様々な地域マネジメントの仕組みが浸透している必要がある。

(2) 課題

新宿モデルに基づく地域の活動については、地域の関係者全体に十分に浸透しているとはいえない。また、平常時より関連する様々な活動を推進するための「地域の活動主体」は存在していない。

(3) 実施方針

1) ハード対策

①外国人来訪者のための環境整備

外国人来訪者に対して多言語による情報を提供できるよう、環境の整備に努める。

2) ソフト対策

①地域防災活動の地域への浸透

地域内の一部の組織のみに留まらず、地域全体への取組を拡大するため、地域防災活動の参加団体の拡大をはかる仕組みを構築する。

②現地本部の法人化の検討

現地本部の平常時からの活動を視野にいれた法人化と常設の事務所の設置を検討する。災害時の実効性を高めるため、協議会の運営組織等が地域の事業者向けの情報提供や、必要な事務局活動を行う仕組みを構築する。将来的には、地区のエリアマネジメントと一体的に本計画に基づく防災対策等の推進を図る仕組みを構築する

③セミナー等の仕組みの構築

地域内の防災リテラシー向上のためには、防災に必要となる一般的な知識の底上げのための「セミナー」の開催や、地域内での防災活動のリーダー養成のための「講習会」等の開催を行う仕組みを構築する。

④継続的な地域連携訓練の実施

「新宿モデル」の具体的な施策の検証のため、定期的かつ継続的な訓練を実施する仕組みを構築する。なお、訓練参加者の拡大やその企画運営の主体については地域内で分担して実施する。

⑤行動指針の周知など地域内の防災リテラシーの向上

セミナーや周知啓発活動の開催を通じ、『新宿ルール実践のための行動指針』や新宿モデルの構築に必要な情報の周知を行い、地域内の防災リテラシーの向上を図る。

第8章 都市再生安全確保計画の検証・更新【西口地域】

8.1 地域連携訓練

- 1年に1回以上の地域連携訓練を行い、各モデルの検証を行う。
- 訓練内容については、新宿駅周辺防災対策協議会、地域事業者及び行政機関と連携して検討を行う。
- 訓練結果等については、訓練後に検証会等を開催し多角的に検証を行う。

8.2 都市再生安全確保計画の検証

- 本計画の進捗状況については、新宿駅周辺防災対策協議会やその他組織において把握し部会において検証を行い、その結果を踏まえて本計画の更新を行う。

8.3 その他

- 訓練結果以外にも、新宿駅周辺防災対策協議会等と連携して、地域で開催されるセミナー・講習会及びその他会議体における議論や検討の成果等について、定期的にフォローアップして必要に応じて本計画に反映させるものとする。

実施方針メニュー（西口地域）

			ハード対策					ソフト対策	人づくり	
			通信	備蓄	エネルギー	空間利用	その他			
新宿モデル	事業継続可能な環境の確保	建物安全判断						<ul style="list-style-type: none"> - : 建物モニタリングシステムの導入 (p49) - : 情報連絡網の構築 (p49) 	<ul style="list-style-type: none"> - : 情報連絡体制の構築 (p50) - : 建物安全確認マニュアルの作成 (p50) - : 専門家による建物安全確認の支援 (p50) - : 建物安全確認に関する従事者の確保 (p50) 	<ul style="list-style-type: none"> - : 建物モニタリングシステムの活用方法の周知 (p50)
		安全待機・活動		- : 事業所での備蓄の確保 (p51)	- : 非常用電源等の確保 (p51)	- : 備蓄倉庫等の整備 (p51)	- : 耐震改修 (p52) - : 什器等の固定 (p52)	<ul style="list-style-type: none"> - : 事業所内待機ルールの整備と周知・啓発 (p52) - : 情報連絡手段の多重化 (p52) - : 備蓄の融通 (p52) - : 飲食店や小売店との協力体制の構築 (p52) 		
	情報収集・伝達等	情報収集・連絡手段の構築	- : 情報通信網の整備 (p53)						<ul style="list-style-type: none"> - : 情報連絡体制の構築【再掲】 (p54) ○ : 現地本部の運営の仕組みの確立 (p54) - : 備蓄体制や運用ルールの整備 (p54) 	<ul style="list-style-type: none"> - : 現地本部の運営の在り方の周知 (p54) - : 専門家やリーダーの育成 (p54)
		情報伝達手段の構築	<ul style="list-style-type: none"> - : 情報提供のための環境整備 (p56) - : 外国人来訪者のための環境整備 (p56) 					<ul style="list-style-type: none"> - : 情報連絡体制の構築【再掲】 (p56) - : 情報提供方法の検討 (p56) ○ : 現地本部の運営システムの確立 (p56) - : 帰宅困難者の誘導対策 (p56) 	<ul style="list-style-type: none"> - : 現地本部の運営の在り方の周知【再掲】 (p56) 	
	避難誘導支援等	ビルからの退避	- : 情報通信網の整備【再掲】 (p58)				<ul style="list-style-type: none"> - : 退避経路と一時退避場所の確保 (p58) - : 災害時に活用する空き駐車スペースの確保 (p58) 	- : 退避誘導支援に向けた環境整備 (p58)	<ul style="list-style-type: none"> ○ : ビルからの退避に関する退避誘導ルールの整備と周知・啓発 (p58) ○ : ビルからの退避支援態勢の構築等 (p58) ○ : 地域連携による退避の支援態勢の構築 (p59) - : 滞留車両の誘導方法の構築 (p59) 	<ul style="list-style-type: none"> - : 退避行動、退避支援の在り方の周知・啓発 (p59)
		滞留者等への対応	○ : 情報提供のための環境整備【再掲】 (p60)	- : 滞留者等の備蓄の確保 (p60)	- : 非常用電源等の確保【再掲】 (p60)	- : 備蓄倉庫等の整備【再掲】 (p60) - : 帰宅困難者等の受入スペースの整備 (p60)	- : 耐震改修【再掲】 (p60) - : 什器等の固定【再掲】 (p61)	<ul style="list-style-type: none"> ○ : 滞留者誘導ルールの整備と周知・啓発 (p61) - : 備蓄の融通【再掲】 (p61) ○ : 避難場所や一時滞在施設の運営等に関する環境整備 (p61) 	<ul style="list-style-type: none"> - : 専門家やリーダーの育成【再掲】 (p61) 	
	医療救護活動等	負傷者対応	- : 情報通信網の整備【再掲】 (p62)	- : 医療備蓄の確保 (p62)			- : 医療スペース等の整備 (p62)		<ul style="list-style-type: none"> - : 医療従事者の確保 (p62) - : 医療等スペースの事前指定等 (p63) - : 医療備蓄の運用体制の構築 (p63) 	<ul style="list-style-type: none"> - : 専門家をサポートする人材の育成 (p63)
		災害拠点病院対応	- : 情報通信網の整備【再掲】 (p65)				- : 医療救護所の拡充 (p65)		○ : 地域全体での医療機能の最適配置の実現 (p65)	
	平常時の対応		- : 外国人来訪者のための環境整備 (p66)						<ul style="list-style-type: none"> ○ : 地域防災活動の地域への浸透 (p66) - : 現地本部の法人化の検討 (p66) ○ : セミナー等の仕組みの構築 (p66) ○ : 継続的な地域連携訓練の実施 (p66) ○ : 行動指針の周知など地域内の防災リテラシーの向上 (p66) 	

※表中（ ）内は本計画でのページ番号

※「-」：未着手、「○」：着手済

実施計画 共通編

第1章 はじめに

実施計画は、総則及び基本計画に示した基本構想を実現するために、具体的なハード事業及びソフト事業の事業内容、実施主体、実施期間等を示すものである。

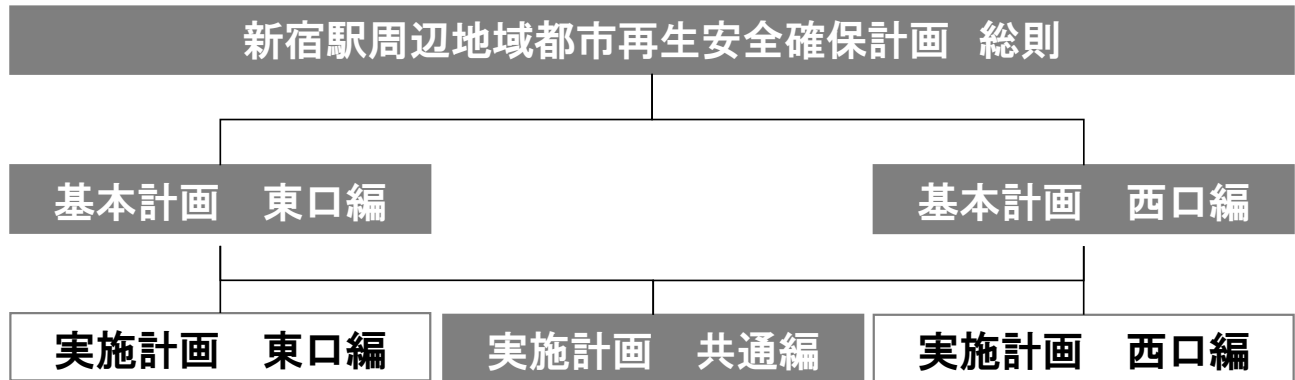


図 新宿駅周辺地域都市再生安全確保計画の構成

※以下、実施計画

「事業継続可能な環境の確保」

は次年度以降、随時作成

第2章 情報収集伝達等

想定される地震が発生した場合、通信の輻輳、停電等が広域的に発生し、多くの事業所や来訪者が情報不足に陥り、特に地元である新宿駅周辺地域の詳細な被害等に関する情報不足が懸念され、事業者の災害対応活動や事業継続活動等に支障が生じる可能性がある。また、同様に情報不足から不正確な情報等が流れ、適切な災害対応活動や事業継続活動の根拠となる情報が伝わらない可能性がある。

そこで、地域の災害拠点として東西現地本部を設け、新宿区の災害対策本部をはじめとする地域の災害対策の拠点や事業所等から信頼性の高い情報を収集する仕組みや一定水準以上の信憑性のある情報を現地本部から地域に提供する仕組みを構築する。また、広域の被災情報を把握する等非被災地からの情報提供を受けることで、より俯瞰的な視点での災害対応を行う。さらに、地区内での備蓄品や災害対応要員の融通調整を行うことで地域全体の災害対応の底上げをはかる。

2. 1 東西現地本部運営マニュアルの作成等

番号・事業名		①東西現地本部運営マニュアルの作成等
施設に係る事項	施設の名称	
	種類	
	所有者	
事業に係る事項	実施主体	新宿駅周辺防災対策協議会、新宿駅周辺の事業者、新宿区
	事業内容	地域の災害拠点として設置される東西現地本部の開設・運営等に関するマニュアルを作成する。
	実施期間	平成28年～
管理に係る事項	管理主体	
	管理の内容	
	実施期間	
対応する実施方針	主に対応する実施方針	第4章 情報収集伝達等 4. 1 現地本部を中心とした情報収集・連絡体制の構築 (4) 実施方針 2) ソフト対策 ②現地本部の運営の仕組みの確立 (東口、西口) 4. 2 現地本部を中心とした情報伝達体制の構築 (4) 実施方針 2) ソフト対策 ③現地本部の運営システムの確立 (東口、西口)
	関連する実施方針	第4章 情報収集伝達等 4. 1 現地本部を中心とした情報収集・連絡体制の構築 (4) 実施方針 2) ソフト対策 ①情報連絡体制の構築 (東口、西口) ③生活必需品の活用体制の整備 (東口) ③備蓄体制や運用ルールの整備 (西口) 4. 2 現地本部を中心とした情報伝達体制の構築 (4) 実施方針 2) ソフト対策 ①情報連絡体制の構築 (東口、西口)

(1) 事務の実施体制

実施主体：新宿駅周辺防災対策協議会※、新宿駅周辺の事業者、新宿区

実施事項：東西現地本部の運営に関する検討、マニュアルの整備等

※新宿駅周辺防災対策協議会とは、新宿駅周辺の事業者や行政機関を中心に構成される組織であり、継続的に地域連携訓練等を実施し、訓練で得られた課題を解決する取り組みを行っている。また協議会では、新宿駅周辺地域における防災対策の基本方針である「新宿ルール」や、「新宿ルール」に基づく発災時の行動指針である「新宿ルール実践のための行動指針」を策定している。

(2) 実施内容

○東西現地本部運営マニュアルの作成等

- ・関係者と協議・調整の上、東西現地本部の開設・運営に関するマニュアルを整備する。

第3章 退避誘導支援等

地震による建物の被害により、建物内の安全が確保できない事態が想定される。また、鉄道が運転を見合わせるにより新宿駅等において身の寄せどころのない滞留者が多数発生するとともに、周辺地域からの退避住民等も地域内に流入するため、地域内の公開空地、地下道、ロビー空間等は滞留者であふれることが想定される。

したがって、災害時にビル等建物からの退避が必要な場合は、在館者を安全かつ適切に屋外に誘導するとともに、鉄道の運転見合わせ等により発生した身の寄せどころのない滞留者を、安全な場所で一時滞在させる仕組みを構築する必要がある。

そこで、一定の退避基準に従って退避を行い、一時退避場所と退避経路を整備し、在館者を安全な屋外の一時的退避場所に退避誘導する仕組みを構築する。また、身の寄せどころのない滞留者を混乱することなく誘導し、一時滞在できる仕組みを構築する。

本目的を実施するための具体的な実施計画は次のとおり。

3. 1 滞在者等誘導マニュアルの作成等

番号・事業名		①滞在者等誘導マニュアルの作成等
施設に係る事項	施設の名称	
	種類	
	所有者	
事業に係る事項	実施主体	新宿駅周辺防災対策協議会、新宿駅周辺の事業者、新宿区
	事業内容	在館者の安全が確保できずビル外への退避が必要になった場合に、在館者を安全にビル外に退避誘導するとともに、避難場所となる新宿御苑、新宿中央公園に誘導するためのマニュアルを作成する。
	実施期間	平成 28 年～
管理に係る事項	管理主体	
	管理の内容	
	実施期間	
対応する実施方針	主に対応する実施方針	第5章 退避誘導支援等 5. 1 ビルから安全に退避できる仕組みの構築 (4) 実施方針 2) ソフト対策 ①ビルからの退避に関する退避誘導ルールの整備と周知・啓発（東口、西口） ②ビルからの退避支援態勢の構築等（東口、西口） ③地域連携による退避の支援態勢の構築（東口、西口）
	関連する実施方針	第4章 情報収集伝達等 4. 1 現地本部を中心とした情報収集・連絡体制の構築 (4) 実施方針 2) ソフト対策 ①情報連絡体制の構築（東口、西口）

(1) 事務の実施体制

実施主体：新宿駅周辺防災対策協議会、新宿駅周辺の事業者、新宿区

実施事項：滞在者等の誘導に関する検討、マニュアルの整備等

(2) 実施内容

○滞在者等誘導マニュアルの作成等

- ・関係者と協議・調整の上、滞在者等の誘導に関するマニュアルを整備するとともに、各ビル等に対して独自のマニュアル作成を促進する。

3. 2 情報提供のための環境整備

番号・事業名		②情報提供のための環境整備
施設に係る事項	施設の名称	
	種類	
	所有者	
事業に係る事項	実施主体	新宿駅周辺の事業者、新宿区
	事業内容	身の寄せどころのない滞留者を、大型ビジョンやデジタルサイネージ、簡易看板等を活用し新宿御苑、新宿中央公園に誘導するための情報を提供する。
	実施期間	平成 28 年～
管理に係る事項	管理主体	
	管理の内容	
	実施期間	
対応する実施方針	主に対応する実施方針	第 5 章 退避誘導支援等 5. 2 滞留者等への対応 (4) 実施方針 1) ハード対策 ①情報提供のための環境整備 (東口、西口)
	関連する実施方針	第 4 章 情報収集伝達等 4. 2 現地本部を中心とした情報伝達体制の構築 (4) 実施方針 2) ソフト対策 ②情報提供方法の検討 (東口、西口) ④帰宅困難者の誘導対策 (東口、西口)

(1) 事務の実施体制

実施主体：新宿駅周辺の事業者、新宿区

実施事項：大型ビジョンやデジタルサイネージ、簡易看板等を活用した滞留者の誘導に関する情報提供、情報提供を行うための関係者との調整や仕組みの構築等

(2) 実施内容

○大型ビジョンやデジタルサイネージを活用した誘導等に関する情報提供の実施

- ・大型ビジョンやデジタルサイネージに表示する画面イメージ (緊急画面) を作成するとともに、発災時に迅速に大型ビジョンやデジタルサイネージで緊急画面を放映する仕組みを構築する。

- ・関係者と連携し、大規模地震直後に滞留者を避難場所に誘導するための情報提供等を行う。

○簡易看板等の制作

- ・滞留者を新宿御苑、新宿中央公園に誘導するため、地区内に設置する簡易看板等を制作する。

3. 3 滞留者誘導ルールの周知・啓発

番号・事業名		③滞留者誘導ルールの周知・啓発
施設に係る事項	施設の名称	
	種類	
	所有者	
事業に係る事項	実施主体	新宿駅周辺防災対策協議会、新宿駅周辺の事業者、新宿区
	事業内容	発災直後の新宿駅周辺の混乱防止を図るため、新宿駅周辺防災対策協議会が新たに作成した『新宿ルール実践のための行動指針』の内容を滞留者に周知・啓発する。
	実施期間	平成 28 年～
管理に係る事項	管理主体	
	管理の内容	
	実施期間	
対応する実施方針	主に対応する実施方針	第 5 章 退避誘導支援等 5. 2 滞留者等への対応 (4) 実施方針 2) ソフト対策 ①滞留者誘導ルールの整備と周知・啓発 (東口、西口)
	関連する実施方針	第 4 章 情報収集伝達等 4. 2 現地本部を中心とした情報伝達体制の構築 (4) 実施方針 2) ソフト対策 ②情報提供方法の検討 (東口、西口) ④帰宅困難者の誘導対策 (東口、西口)

(1) 事務の実施体制

実施主体：新宿駅周辺防災対策協議会、新宿駅周辺の事業者、新宿区

実施事項：『新宿ルール実践のための行動指針』の内容の周知・啓発を行うための資料作成等

(2) 実施内容

○周知・啓発資料の作成

- ・『新宿ルール実践のための行動指針』の内容を滞留者に周知・啓発を行うためのチラシ・パンフレット等を制作・印刷する。

○周知・啓発に関するイベント等の実施

- ・作成したチラシ・パンフレット等を活用し、来街者向けの周知・啓発を行う。

3. 4 避難場所・一時滞在施設運営マニュアルの作成等

番号・事業名		④避難場所・一時滞在施設運営マニュアルの作成等
施設に係る事項	施設の名称	
	種類	
	所有者	
事業に係る事項	実施主体	新宿駅周辺防災対策協議会、新宿駅周辺の事業者、新宿区
	事業内容	避難場所や一時滞在施設の運営に関するマニュアルを作成する。
	実施期間	平成 28 年～
管理に係る事項	管理主体	
	管理の内容	
	実施期間	
対応する実施方針	主に対応する実施方針	第 5 章 退避誘導支援等 5. 2 滞留者等への対応 (4) 実施方針 2) ソフト対策 ③避難場所や一時滞在施設の運営等に関する環境整備 (東口、西口)
	関連する実施方針	第 5 章 退避誘導支援等 5. 2 滞留者等への対応 (4) 実施方針 2) ソフト対策 ①滞留者誘導ルールの整備と周知・啓発 (東口、西口) ②生活必需品の融通 (東口) ②備蓄の融通 (西口)

(1) 事務の実施体制

実施主体：新宿駅周辺の事業者、新宿駅周辺防災対策協議会、新宿区

実施事項：避難場所や一時滞在施設の運営に関する検討、マニュアルの整備等

(2) 実施内容

○避難場所・一時滞在施設運営マニュアルの作成

・関係者と協議の上、避難場所や一時滞在施設の運営に関するマニュアルを整備する。

第4章 医療救護活動等

想定される地震が発生した場合、ビル内及び屋外で多数の負傷者が発生することが想定される。また、多数の負傷者や滞留者が新宿駅周辺に流入してくることが想定される。しかし、地域内の診療所では、医師、看護師、医薬品等の資器材、受入スペースに限界があり、多数の負傷者には対応しきれない。また、災害拠点病院は地域内外からの患者等であふれかえり、災害拠点病院の本来の機能である重症者への対応に支障が生じるおそれがある。

そこで、地域で医療等スペースを設置し、医療従事者及び支援者、医薬品・医療資器材を整備し、軽傷者への応急手当、重症者への医療提供を行う仕組みを構築する。また、軽傷者等を適切に医療機関外の医療等スペースへ誘導するとともに、医療資源（医師、看護師、空間、医薬品・医療資器材等）を確保し、災害拠点病院の本来機能である重症者対応ができる仕組みを構築する。

本目的を実施するための具体的な実施計画は次のとおり。

4. 1 応急救護所運営マニュアルの作成等

番号・事業名		①応急救護所運営マニュアルの作成等
施設に係る事項	施設の名称	
	種類	
	所有者	
事業に係る事項	実施主体	新宿駅周辺の事業者、新宿駅周辺防災対策協議会、新宿区
	事業内容	応急救護所の設置・運営等に関するマニュアルを作成する。
	実施期間	平成28年～
管理に係る事項	管理主体	
	管理の内容	
	実施期間	
対応する実施方針	主に対応する実施方針	第6章 医療救護活動等 6. 2 災害拠点病院等で重症者に対応できる仕組みの構築 (4) 実施方針 2) ソフト対策 ①地域全体での医療機能の最適配置の実現
	関連する実施方針	第6章 医療救護活動等 6. 1 負傷者に対応できる仕組みの構築 (4) 実施方針 1) ハード対策 ③医療スペース等の整備 2) ソフト対策 ①医療従事者の確保（東口、西口） ②医療等スペースの事前指定等（東口、西口） ③医療備蓄の運用体制の構築（東口、西口）

(1) 事務の実施体制

実施主体：新宿駅周辺の事業者、新宿駅周辺防災対策協議会、新宿区

実施事項：応急救護所の設置・運営に関する検討、マニュアルの整備等

(2) 実施内容

○応急救護所運営マニュアルの作成

- ・関係者と協議の上、応急救護所の設置・運営に関するマニュアルを整備する。

第5章 平常時の対応

災害時の活動の指揮統制のためには、平常時における様々な地域マネジメントの仕組みが浸透している必要がある。そこで、災害時に円滑に活動するため、平常時より地域での大規模地震対策の考え方や災害時の活動について周知を行う仕組みを構築する。

また、都市再生安全確保計画の進捗状況や、地域連携訓練の実施結果や検証結果等を踏まえ、定期的に計画のフォローアップを行いながら、必要に応じ、計画の更新を行うこととする。

本目的を実施するための具体的な実施計画は次のとおり。

5. 1 セミナー等の実施

番号・事業名		①セミナー等の実施
施設に係る事項	施設の名称	
	種類	
	所有者	
事業に係る事項	実施主体	新宿駅周辺防災対策協議会、新宿駅周辺の事業者、新宿区
	事業内容	セミナー等を実施し新宿モデルの構築に必要な情報の周知、人材育成を行う
	実施期間	平成26年～
管理に係る事項	管理主体	
	管理の内容	
	実施期間	
対応する実施方針	主に対応する実施方針	第7章 平常時の対応 (4) 実施方針 2) ソフト対策 ③セミナー等の仕組みの構築
	関連する実施方針	第3章 事業継続可能な環境の確保 3. 1 建物の安全を確保する仕組みの構築 (4) 実施方針 2) ソフト対策 ④建物安全確認に関する従事者の確保 (東口) 3. 1 建物の安全を判断する仕組みの構築 (4) 実施方針 2) ソフト対策 ④建物安全確認に関する従事者の確保 (西口) 3) 人づくり ①建物モニタリングシステムの活用方法の周知 (西口) 第4章 情報収集伝達等 4. 1 現地本部を中心とした情報収集・連絡体制の構築 (4) 実施方針 3) 人づくり ①現地本部の運営の在り方の周知 (東口、西口) ②専門家やリーダーの育成 (東口、西口) 4. 2 現地本部を中心とした情報伝達体制の構築 (4) 実施方針 3) 人づくり ①現地本部の運営の在り方の周知 (東口、西口) 第5章 退避誘導支援等 5. 1 ビルから安全に退避できる仕組みの構築 (4) 実施方針 3) 人づくり ①退避行動、退避支援の在り方の周知・啓発 (東口、西口) 第6章 医療救護活動等 6. 1 負傷者に対応できる仕組みの構築 (4) 実施方針 2) ソフト対策 ①医療従事者の確保 (東口、西口) ②医療スペースの事前指定等 (東口、西口) 3) 人づくり ①専門家をサポートする人材の育成 (東口、西口)

(1) 事務の実施体制

実施主体：新宿駅周辺防災対策協議会、新宿駅周辺の事業者、新宿区

実施事項：セミナーの企画、広報、実施、セミナー内容の検証等

(2) 実施内容

○建物被害対応に関するセミナー

- ・ 発災直後に事業所で建物被害を確認し、ビル内での情報集約と建物管理者による被害確認を行うための基礎的な知識を習得するためのセミナーを実施する。

○情報収集伝達に関するセミナー

- ・ 災害時の現地本部の役割や機能、地域の災害情報を集約・伝達し対応するための基礎的な知識を習得するためのセミナーを実施し、災害時に地域の現地本部等で情報収集伝達等を行うリーダーの育成を行う。

○建物退避等に関するセミナー

- ・ 退避支援・誘導や退避行動の在り方を地域の事業者等に周知するためのセミナーを実施する。

○傷病者対応訓練に関するセミナー

- ・ 傷病者のトリアージ、ボランティアによる傷病者の応急手当、搬送等に関する基礎的な知識を習得するためのセミナーを実施し、医療等スペースで医療従事者等の専門家の活動を支援・サポートする人材の育成を行う。

5. 2 地域連携訓練の実施

番号・事業名		②地域連携訓練の実施
施設に係る事項	施設の名称	
	種類	
	所有者	
事業に係る事項	実施主体	新宿駅周辺防災対策協議会、新宿駅周辺の事業者、新宿区
	事業内容	地域連携訓練を行い新宿モデルの構築に必要な情報の周知、人材育成を行うとともに、実施結果を検証し、必要に応じ計画を更新する
	実施期間	平成 26 年～
管理に係る事項	管理主体	
	管理の内容	
	実施期間	
対応する実施方針	主に対応する実施方針	第 7 章 平常時の対応 (4) 実施方針 2) ソフト対策 ④継続的な地域連携訓練の実施 (東口、西口)
	関連する実施方針	第 3 章 事業継続可能な環境の確保 3. 1 建物の安全を判断する仕組みの構築 (4) 実施方針 3) 人づくり ①建物モニタリングシステムの活用方法の周知 (西口) 第 4 章 情報収集伝達等 4. 1 現地本部を中心とした情報収集・連絡体制の構築 (4) 実施方針 3) 人づくり ①現地本部の運営の在り方の周知 (東口、西口) ②専門家やリーダーの育成 (東口、西口) 4. 2 現地本部を中心とした情報伝達体制の構築 (4) 実施方針 3) 人づくり ①現地本部の運営の在り方の周知 (東口、西口) 第 5 章 退避誘導支援等 5. 1 ビルから安全に退避できる仕組みの構築 (4) 実施方針 3) 人づくり ①退避行動、退避支援の在り方の周知・啓発 (東口、西口) 第 6 章 医療救護活動等 6. 1 負傷者に対応できる仕組みの構築 (4) 実施方針 2) ソフト対策 ①医療従事者の確保 (東口、西口) ②医療スペースの事前指定等 (東口、西口) 3) 人づくり ①専門家をサポートする人材の育成 (東口、西口)

(1) 事務の実施体制

実施主体：新宿駅周辺防災対策協議会、新宿駅周辺の事業者、新宿区

実施事項：訓練の企画、広報、実施、訓練結果の検証、計画への反映等

(2) 実施内容

○建物被害対応訓練

- ・発災直後に事業所で建物被害を確認し、ビル内での情報集約と建物管理者による被害確認を行う訓練、建物被害情報を地域で共有し専門家による調査へと繋げる訓練を行う。

○情報共有訓練

- ・現地本部において地域の災害情報を集約・伝達し対応する訓練や新宿区役所・新宿区防災センター等との通信訓練を行い、災害時の現地本部の役割や機能、災害時等に関する基礎的な知識について地域の関係者等に広く周知するとともに、情報収集伝達等に関してリーダーとして活躍する人材を育成する。

○建物退避訓練

- ・ビルからの退避訓練を通じ、退避支援・誘導や退避行動の在り方を地域の事業所等に周知する。

○傷病者対応訓練

- ・災害拠点病院の近隣への医療救護所の設置を想定し、関係機関との情報共有を行いながら、傷病者のトリアージ、ボランティアによる傷病者の応急手当、搬送等の訓練を行うことにより、医療従事者等の専門家の活動を支援・サポートする人材を育成する。また、災害時に活用する医療等スペースの周知等を図る。

5. 3 協議会や指針に関する周知活動

番号・事業名		③協議会や指針に関する周知活動
施設に係る事項	施設の名称	
	種類	
	所有者	
事業に係る事項	実施主体	新宿駅周辺防災対策協議会、新宿区
	事業内容	協議会活動の担い手の拡充のための協議会周知や発災時の地域の混乱防止のための指針周知を効果的に行うための周知活動を企画、実施する。
	実施期間	平成 28 年～
管理に係る事項	管理主体	
	管理の内容	
	実施期間	
対応する実施方針	主に対応する実施方針	第 7 章 平常時の対応 (4) 実施方針 2) ソフト対策 ①地域防災活動の地域への浸透（東口、西口） ⑤行動指針の周知など地域内の防災リテラシーの向上（東口、西口）
	関連する実施方針	

(1) 事務の実施体制

実施主体：新宿駅周辺防災対策協議会、新宿区

実施事項：シンボルマークとスローガンの企画、事前啓発ツールの企画、発災時の啓発コンテンツの企画

(2) 実施内容

○シンボルマークとスローガンの企画

- ・協議会や指針等の周知活動の拠り所となるシンボルマークとスローガンを企画する。

○事前啓発ツールの企画

- ・シンボルマークやスローガンを活用して、協議会や指針の概要等を周知するリーフレットを企画する。

○発災時の啓発コンテンツの企画

- ・発災時における来街者等の混乱を抑制するため、来街者に向けて呼びかけを行う際に用いるコンテンツを企画する。対象とする媒体は、大型ビジョンやデジタルサイネージといった画面放送や、ポスターやチラシといった紙とする。

(参考) 基本計画と実施計画の対応

番号	事業名	主に対応する実施方針	実施主体	着手時期
2-①	東西現地本部運営マニュアルの作成等	第4章 情報収集伝達等 4. 1 現地本部を中心とした情報収集・連絡体制の構築 ②現地本部の運営の仕組みの確立（東口、西口） 4. 2 現地本部を中心とした情報伝達体制の構築 ③現地本部の運営システムの確立（東口、西口）	新宿駅周辺防災対策協議会、新宿駅周辺の事業者、新宿区	平成28年～
3-①	滞在者等誘導マニュアルの作成等	第5章 退避誘導支援等 5. 1 ビルから安全に退避できる仕組みの構築 ①ビルからの退避に関する退避誘導ルールの整備と周知・啓発（東口、西口） ②ビルからの退避支援態勢の構築等（東口、西口） ③地域連携による退避の支援態勢の構築（東口、西口）	新宿駅周辺防災対策協議会、新宿駅周辺の事業者、新宿区	平成28年～
3-②	情報提供のための環境整備	第5章 退避誘導支援等 5. 2 滞留者等への対応 ①情報提供のための環境整備（東口、西口）	新宿駅周辺の事業者、新宿区	平成28年～
3-③	滞留者誘導ルールと周知・啓発	第5章 退避誘導支援等 5. 2 滞留者等への対応 ①滞留者誘導ルールの整備と周知・啓発（東口、西口）	新宿駅周辺防災対策協議会、新宿駅周辺の事業者、新宿区	平成28年～
3-④	避難場所・一時滞在施設運営マニュアルの作成等	第5章 退避誘導支援等 5. 2 滞留者等への対応 ③避難場所や一時滞在施設の運営等に関する環境整備（東口、西口）	新宿駅周辺防災対策協議会、新宿駅周辺の事業者、新宿区	平成28年～
4-①	応急救護所運営マニュアルの作成等	第6章 医療救護活動等 6. 2 災害拠点病院等で重症者に対応できる仕組みの構築 ①地域全体での医療機能の最適配置の実現	新宿駅周辺の事業者、新宿駅周辺防災対策協議会、新宿区	平成28年～
5-①	セミナー等の実施	第7章 平常時の対応 ③セミナー等の仕組みの構築	新宿駅周辺防災対策協議会、新宿駅周辺の事業者、新宿区	平成26年～
5-②	地域連携訓練の実施	第7章 平常時の対応 ④継続的な地域連携訓練の実施（東口、西口）	新宿駅周辺防災対策協議会、新宿駅周辺の事業者、新宿区	平成26年～
5-③	協議会や指針に関する周知活動	第7章 平常時の対応 ①地域防災活動の地域への浸透（東口、西口） ⑤行動指針の周知など地域内の防災リテラシーの向上（東口、西口）	新宿駅周辺防災対策協議会、新宿区	平成28年～

実施計画 東口編

第1章 はじめに

実施計画は、総則及び基本計画に示した基本構想を実現するために、具体的なハード事業及びソフト事業の事業内容、実施主体、実施期間等を示すものである。

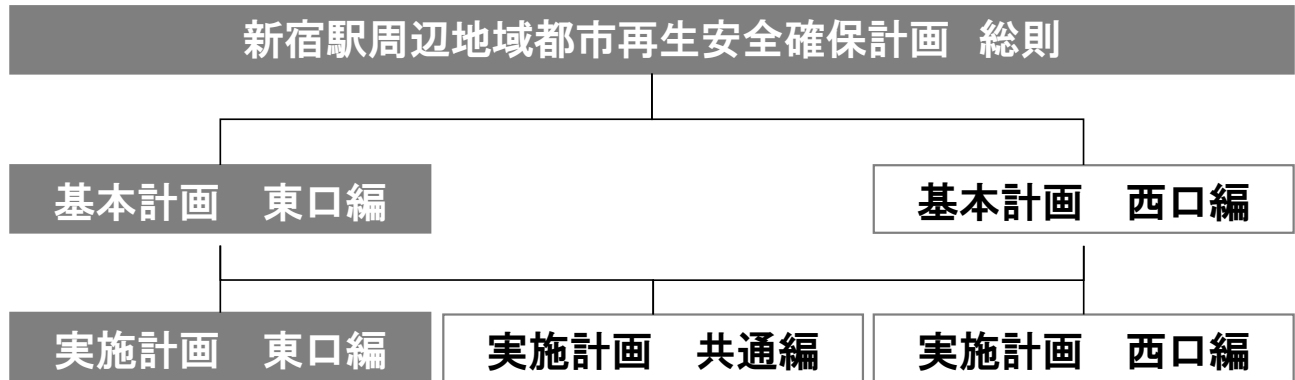


図 新宿駅周辺地域都市再生安全確保計画の構成

※以下、実施計画

「情報収集伝達等」

「退避誘導支援等」

「医療救護活動等」

は次年度以降、随時作成

第2章 事業継続可能な環境の確保

事業・生活の継続及び災害対応に必要な環境を確保するためには、建物の使用の安全性、耐震性の向上及び建物での活動に必要なインフラの整備等を行う必要がある。そこで、建物が安全かつ継続的に使用可能であることを確認する仕組みを構築する。また、想定される地震が発生した場合にも、地域内で各事業所等の安全が保たれ在館者が混乱することなく、安全に地域が落ち着くまで待機でき、災害対応及び事業継続活動が可能となる仕組みを構築する。

本目的を実施するための具体的な実施計画は次のとおり。

2. 1 安全に待機・活動できる仕組みの構築

番号・事業名		①共用トイレの地域停電・断水時継続使用
施設に係る事項	施設の名称	新宿東宝ビル内共用トイレ
	種類	トイレ
	所有者	東宝株式会社
事業に係る事項	実施主体	東宝株式会社
	事業内容	ビル内テナント利用者等が屋内で待機できるように、新宿東宝ビル内の一部の共用トイレを、震災時等に地域停電・断水となった場合にも使用可能できるように整備する。
	実施期間	平成27年4月完了
管理に係る事項	管理主体	株式会社東宝サービスセンター
	管理の内容	発電機、配管、トイレ等の維持管理、定期点検、清掃等のメンテナンス
	実施期間	平成27年4月～
対応する実施方針	主に対応する実施方針	第3章 事業継続可能な環境の確保 3. 2 安全に待機・活動できる仕組みの構築 (4) 実施方針 1) ハード対策 ①非常用電源等の確保 (東口)
	関連する実施方針	第3章 事業継続可能な環境の確保 3. 2 安全に待機・活動できる仕組みの構築 (4) 実施方針 2) ソフト対策 ①事業所内待機ルールの整備と周知・啓発 (東口) 第5章 退避誘導支援等 5. 2 滞留者等への対応 (4) 実施方針 2) ソフト対策 ①滞留者誘導ルールの整備と周知・啓発 (東口)

(1) 事務の実施体制

実施主体：東宝株式会社、TOHO シネマズ新宿、ホテルグレイスリー新宿、ビル管理会社等
実施事項：地域停電・断水時に下記の便所が使用できるようにする。

適用便所

- ① ホテル基準階：11、14、17、20、23、26、29 階リネン庫内トイレ
- ② シネマ階：3 階 PS 内に雑用水系統配管突出しバルブ止め（大便器 4 台）
- ③ 店舗・共用階：B1 男女便所(大便器 4 台)、1 階男女便所(大便器 4 台)

(2) 実施内容

○一部便所の耐震化等による待機・活動できる環境の構築

- ・地下階に自家発電機を新たに設置するとともに、高架水槽を活用することで一部便所の耐震化等をはかり、震災時等に地域停電・断水となった場合に、ビル内の共用の便所を最低限使用可能なものとする。一部便所の耐震化等により、在館者の館内待機・活動できる環境を確保するとともに、状況に応じて館外の身の寄せどころのない滞留者の一時滞在環境を整備する。

○一部便所の耐震化

- ・高層階（11 階～30 階）については、高架水槽に対象便所の所要水量を確保して『重力式』にて供給する。
- ・低層階（B1 階～3 階）については、雑用水（雨水利用）水槽に所要水量を確保して『ポンプ圧送式』にて給水する。
- ・震災時等に使用可能な便所を有効に活用するための、各種備品、手引き等を整備する。

○一部便所の耐震化等の維持管理

- ・雑用水高架水槽の水の入れ替え、発電機、給水ポンプ等の維持管理、定期的稼働確認が必要。

○一部便所の耐震化等対応訓練

- ・地域停電、断水時の切替・発電機起動は手動で行うため、電源及び雑用水給水ポンプ系統の切替が必要となることから、定期的に対応訓練を行う。

(参考) 基本計画と実施計画の対応

【東口編】

番号	事業名	主に対応する実施方針	実施主体	着手時期
3-①	共用トイレの地域停電・断水時継続使用	第3章 事業継続可能な環境の確保 3.2 安全に待機・活動できる仕組みの構築 ①非常用電源等の確保（東口）	東宝株式会社	平成27年4月完了

実施計画 西口編

第1章 はじめに

実施計画は、総則及び基本計画に示した基本構想を実現するために、具体的なハード事業及びソフト事業の事業内容、実施主体、実施期間等を示すものである。

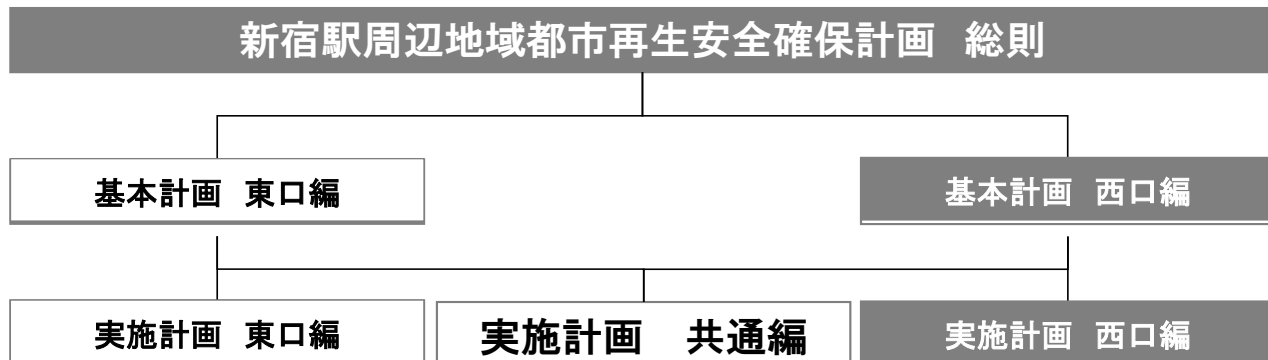


図 新宿駅周辺地域都市再生安全確保計画の構成

※以下、実施計画

「事業継続可能な環境の確保」

「情報収集伝達等」

「医療救護活動等」

は次年度以降、随時作成

第2章 避難誘導支援等

地震による建物の被害により、建物内の安全が確保できない事態が想定される。また、鉄道が運転を見合わせるにより新宿駅等において身の寄せどころのない滞留者が多数発生するとともに、周辺地域からの退避住民等も地域内に流入するため、地域内の公開空地、地下道、ロビー空間等は滞留者であふれることが想定される。

したがって、災害時にビル等建物からの退避が必要な場合は、在館者を安全かつ適切に屋外に誘導するとともに、鉄道の運転見合わせ等により発生した身の寄せどころのない滞留者を、安全な場所で一時滞在させる仕組みを構築する必要がある。

そこで、一定の退避基準に従って退避を行い、一時退避場所と退避経路を整備し、在館者を安全な屋外の一時退避場所に退避誘導する仕組みを構築する。また、身の寄せどころのない滞留者を混乱することなく誘導し、一時滞在できる仕組みを構築する。

本目的を実施するための具体的な実施計画は次のとおり。

2. 1 滞留者等への対応

番号・事業名	①帰宅困難者が一時滞在できる屋内空間等の整備	
施設に係る事項	施設の名称	新宿住友ビル アトリウム
	種類	アトリウム
	所有者	住友不動産株式会社
事業に係る事項	実施主体	住友不動産株式会社
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新宿住友ビルの敷地にアトリウムを建設し、平時においてはイベント会場等のにぎわい創出拠点として、災害時には帰宅困難者が一時滞在できる拠点として活用できる屋内空間を整備する。 ※ アトリウム広場面積：約 6,750 m² うち、帰宅困難者滞在スペースとして活用できる面積：約 4,700 m² → 帰宅困難者収容見込み人数：約 2,850 人 ○ アトリウム地下に約 100 m²の備蓄倉庫を整備し、一時滞在する帰宅困難者向けの備蓄品（飲料水等）を配備する。 ※ 備蓄品配備量：帰宅困難者収容見込み人数約 2,850 人の 3 日分 ○ 停電時にも電力供給可能な発電機と燃料タンクを整備する。 ※ 供給可能時間：72 時間
	実施期間	平成 30 年 5 月から平成 31 年 7 月まで
管理に係る事項	管理主体	住友不動産株式会社
	管理の内容	維持管理、定期点検、清掃等のメンテナンス
	実施期間	平成 31 年 8 月～
対応する実施方針	主に対応する実施方針	第 5 章 退避誘導支援等 5. 2 滞留者等への対応

		(4) 実施方針 1) ハード対策 ②滞留者等の備蓄の確保 ③非常用電源等の確保 ④備蓄倉庫等の整備 ⑤帰宅困難者等の受入スペースの整備
	関連する 実施方針	第5章 事業継続可能な環境の確保 5. 1 ビルから安全に退避できる仕組みの構築 (4) 実施方針 1) ハード対策 ②退避誘導支援に向けた環境整備 2) ソフト対策 ③地域連携による退避の支援態勢の構築

(参考) 基本計画と実施計画の対応

【西口編】

番号	事業名	主に対応する実施方針	実施主体	着手時期
5-①	帰宅困難者が一時滞在できる屋内空間等の整備	第5章 退避誘導支援等 5. 2 滞留者等への対応 4) 実施方針 1) ハード対策 ②滞留者等の備蓄の確保 ③非常用電源等の確保 ④備蓄倉庫等の整備 ⑤帰宅困難者等の受入スペースの整備	住友不動産株式会社	平成30年5月から平成31年7月まで

改定履歴

第四次改定 平成 30 年 3 月

第三次改定 平成 29 年 9 月

第二次改定 平成 28 年 3 月

第一次改定 平成 27 年 3 月

新宿駅周辺地域都市再生安全確保計画策定 平成 26 年 3 月